

「第6期宇都宮市障がい福祉サービス
計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サ
ービス計画」（素案）

目次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 障がい者・児を取り巻く社会環境の変化と課題

- 1 近年の障がい者・児施策の動向等について・・・・・・・・ 3
- 2 本市における状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 アンケート調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 関係団体との意見交換会結果の概要・・・・・・・・・・ 17
- 5 第5期サービス計画・第1期障がい児計画の進捗状況及び評価等・ 19
- 6 課題の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第3章 障がい福祉サービス計画・障がい児福祉サービス計画の基本理念等

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方・ 37
- 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方・ 38
- 4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方・ 39

第4章 令和5年度の目標の設定

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・ 42
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム・・・・・・・・ 44
- 3 地域生活支援体制の機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 4 福祉施設利用者の一般就労への移行等・・・・・・・・・・ 46
- 5 障がい児支援の提供体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 6 相談支援体制の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための
取組に係る体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第5章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見 込量確保の方策

- 1 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 4
- 2 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 5
- 3 居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 9
- 4 相談支援系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 1
- 5 障がい児支援系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 2

第6章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保の方策

- 1 必須事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 4
- 2 任意事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 9

第7章 計画の推進体制

- 1 計画内容の周知・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 4
- 2 庁内推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 4
- 3 庁外推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 4
- 4 P D C Aサイクルによる計画の点検・評価・・・・・・・・・・・・ 7 4
- 5 新型コロナウイルス等感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 5

本計画における「障害者」・「障がい者」とは、年齢にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、その他の心身の機能の障がいがある方で、障がい及び社会的障壁により長期にわたり日常生活または社会生活に支障のある方をいいます。

また、「障害児」・「障がい児」とは、上記の状態にある18歳未満の子どもをいい、障がいの有無が明確でないが発達に支援が必要な子どもも含みます。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、障がいのある人が安心して生涯にわたり自分らしく生き生きと自立して充実した生活を送ることができるよう、平成30年3月に「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」(以下、「第5次プラン」という。)を策定するとともに、身近な地域で暮らしを支援するサービスの安定的な確保を図るための「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画」(以下、「第5期サービス計画」という。)及び「第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」(以下、「第1期障がい児計画」という。)を一体的に策定し、本市の社会資源を活用しながら、障がいのあるすべての人が住み慣れた地域でライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられる体制づくりに取り組んできたところです。

そのような中、近年、特に顕在化してきた親なき後や医療的ケア児の増加などの課題に適切に対応し、より一層、障がいのあるすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、暮らしを支援する障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス、地域生活支援事業等の安定的な提供体制の確保を図るため、令和2年度で計画期間が終了する「第5期サービス計画」及び「第1期障がい児計画」を改定し、新たに「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画」(以下、「第6期サービス計画」という。)及び「第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」(以下、「第2期障がい児計画」という。)を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

「第6期サービス計画」・「第2期障がい児計画」は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害福祉計画」・「市町村障害児計画」であり、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの安定的な確保を図るためのもので、「第5次プラン」に掲げる障がい福祉サービス等の実施計画として位置付けます。

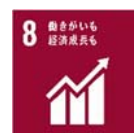
また、「SDGs※」の達成に向け、総合的かつ効果的な取組を推進するために策定した「宇都宮市SDGs未来都市計画」とも整合を図るものとします。

※ SDGs (持続可能な開発目標) とは

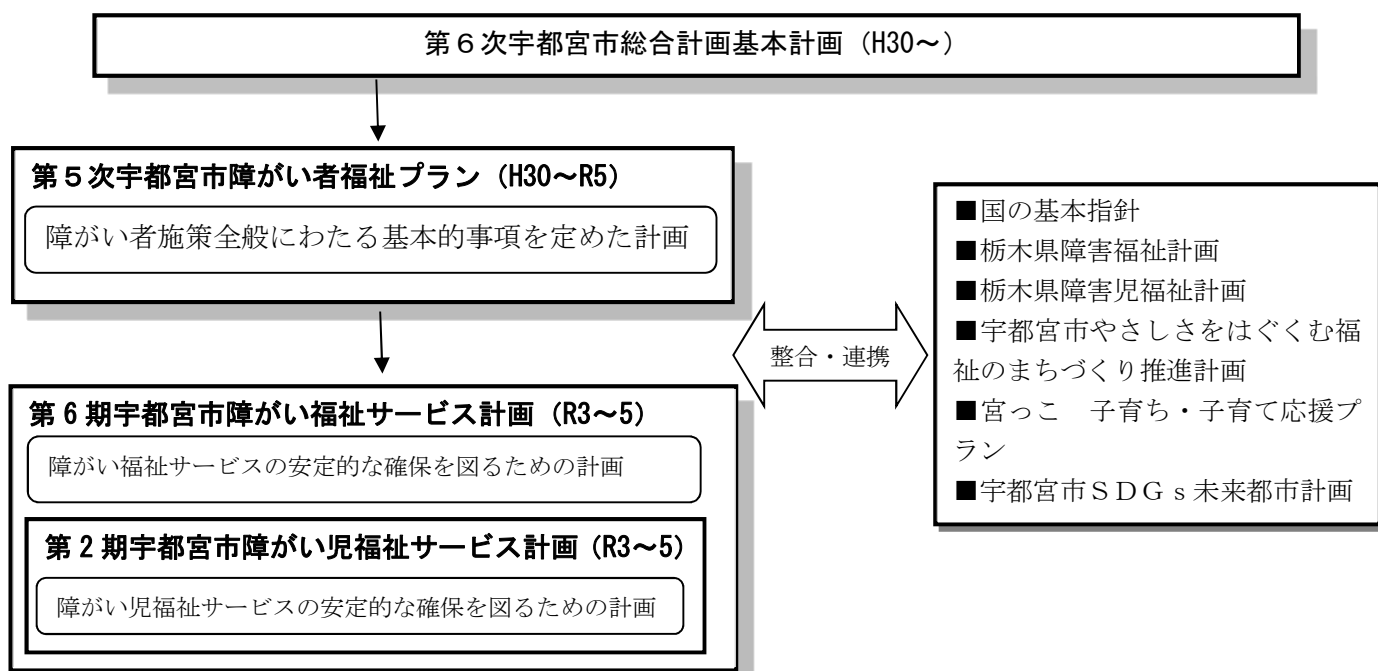
SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは、日本としても積極的に取り組むこととしており、本市においても「SDGs未来都市」として、全庁を挙げてSDGsを推進しています。

【関連するSDGsのゴール】

- ③ すべての人に健康と福祉を
- ⑧ 働きがいも経済成長も
- ⑩ 人や国の不平等をなくそう



【第6期サービス計画・第2期障がい児計画と他計画との関係】



3 計画期間

令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とし、計画の目標やそこに至るまでのサービス見込量等を設定します。

なお、「第5次プラン」の計画期間は平成30年度から令和5年度の6年間となります。

【関連計画の計画期間と改定サイクル】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	
国のプラン	← (H15~24) 10年間 →				← (H25~29) 5年間 →					← (H30~R4) →						
県のプラン	← (H21~26) 6年間 →						← (H27~R2) 6年間 →						← (R3~) →			
市プラン	← 3次 (5年間) →				← 4次 (4年間) →				← 5次 (6年間) →							
市サービス計画	← 2期 (3年間) →		← 3期 (3年間) →			← 4期 (3年間) →			← 5期 (3年間) →			← 6期 (3年間) →				
市障がい児サービス計画	(市プラン及び市サービス計画に障がい児の事業が盛り込まれていた)										← 1期 (3年間) →		← 2期 (3年間) →			

第2章 障がい者・児を取り巻く社会環境の変化と課題

1 近年の障がい者・児施策の動向等について

(1) 障害者基本法の改正

障がい者施策の基本となる「障害者基本法」が平成23年8月に改正され、障がい者の定義が「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるものをいう。」と見直され、難病も障がいの一つに含まれました。

これは、障がい者が日常生活や社会生活で受ける制限は、本人の機能障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁によって生ずるとする「社会モデル」の考え方に基づくものです。

また、障がい者を、「必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」としてとらえ、障がい者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を新たに規定しています。

(2) 障害者差別解消法の施行

「障害者基本法」に規定された「差別の禁止」を具体化するものであり、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、平成25年6月に成立し、平成28年4月から施行されました。

この法律は、障がい者であることのみを理由として、正当な理由なく、障がい者に対する商品やサービスの提供を拒否するような不当な差別的取扱いを禁止するとともに、乗り物への乗車に当たっての職員等による手助けや、筆談・読上げ等の障がい特性に応じたコミュニケーション手段による対応などの、「合理的配慮（※1）」の提供を定めています。

対象とする分野は、教育、医療、福祉、公共交通などあらゆる分野を対象としていますが、雇用の分野は、「障害者雇用促進法」に委ねられています。

※1 合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障がい者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置

(3) 障害者権利条約の批准

国では、「障害者権利条約（※2）」の締結に必要な障がい者に係る制度改革を推進するため、内閣に「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」を設置し、我が国の障がい者に係る制度の集中的な改革についての議論がなされ、平成22年6月に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定されました。

基本的な考え方は、障がいの有無にかかわらず、相互に個性と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会を実現することを掲げ、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」をはじめとする関連法の改正が行われ、平成24年には「障害者虐待防止法」、平成25年には「障害者差別解消法」が成立し、批准に必要な国内法の整備が整い、平成26年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月19日に障害者権利条約が我が国について効力を発生しました。

なお、令和元年8月現在、締約国・地域・機関数は179となっています。

※2 障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について規定するものです。

条約の締結により、我が国において、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層強化されることとなりました。

(4) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

「障害者自立支援法」に代わる新たな法整備として、地域社会における共生の実現に向け、障がい福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための「障害者総合支援法」が平成24年6月に成立し、平成25年4月に施行されました。

「障害者総合支援法」の附則で、「施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること」とされており、この見直しに向けて、社会保障審議会障害者部会において検討が重ねられ、平成27年12月に報告書を取りまとめ、この報告書の内容を実現するために、平成28年6月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法」が成立しました。

この法律では、「自立生活援助」や「就労定着支援」の創設など、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うこととされました。

また、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するために、福祉・保育・保健医療・教育等の関係機関と連携を図りながら、障がい児及びその家族に対し、障がい種別や年齢別等のニーズに応じた、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を身近な地域で提供できる体制の構築を図ることとされました。

(5) 雇用・就業

平成25年6月に改正された「障害者雇用促進法」により、雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止や、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供）について定められ、平成28年4月から施行されるとともに、平成30年4月からは、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることとされました。

また、「障害者雇用率」は、民間事業主は2.2%、国・地方公共団体等は2.5%、教育委員会は2.4%となっており、令和3年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

そのほか、障がい者就労施設等が供給する物品に対する需要の増進等を図り、障がい者の自立の促進に資する目的で、平成24年6月に「障害者優先調達法」が成立し、地方公共団体等に対し、障がい者就労施設等の受注拡大の機会の増大を図るための措置を講ずるよう求めており、本市は毎年度調達方針を策定し、物品等の調達実績を公表しています。

また、令和2年4月に「改正障害者雇用促進法」が施行され、国等が率先して障がい者を雇用する責務の明確化や地方自治体における「障がい者活躍推進計画」作成の義務化のほか、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度が創設されました。

(6) 文化・芸術

文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞、参加、または創造することができるよう、障がい者による文化芸術活動を幅広く推進することなどが定められました。

また、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、アクセシブル電子書籍等（デジタイズ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オー

ディオブック等) が視覚障がい者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障がい者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍が提供されることなどが定められました。

(7) 就学前の障がい児の発達支援の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までの障がい児を支援するため児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設の利用者負担が無償化されました。

2 本市における状況

(1) 人口と障がい者手帳所持者の状況

本市における障がい者手帳所持者は、23,690人（令和元年度末現在）と年々増加傾向にあり、特に、精神障がい者保健福祉手帳所持者の伸び率が高い傾向にあります。また、障がい者手帳所持者の本市人口に占める割合は、令和2年3月31日現在で4.57%となっています。

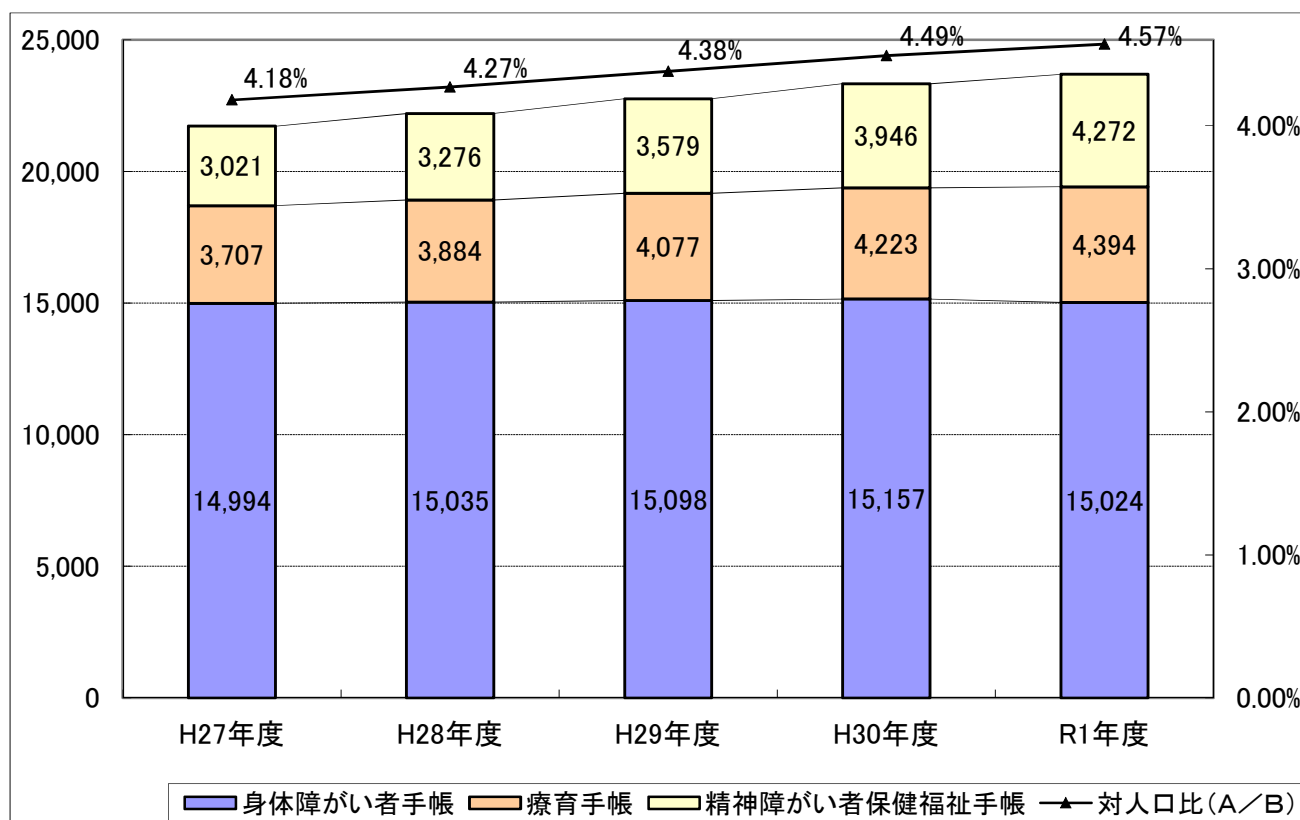
なお、令和元年度の「障害者白書」によれば、全国の障がい者の数は、身体障がい者436万人、知的障がい者108万2千人、精神障がい者419万3千人で、国民のおよそ7.6%となっています。

<障がい者手帳所持者の推移>

単位：人（毎年度末現在）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
身体障がい者手帳	14,994	15,035	15,098	15,157	15,024
療育手帳	3,707	3,884	4,077	4,223	4,394
精神障がい者保健福祉手帳	3,021	3,276	3,579	3,946	4,272
手帳所持者合計(A)	21,722	22,195	22,754	23,326	23,690
宇都宮市人口(B)	518,545	519,171	519,025	518,470	517,865
対人口比(A/B)	4.18%	4.27%	4.38%	4.49%	4.57%

【障がい者手帳所持者の推移】



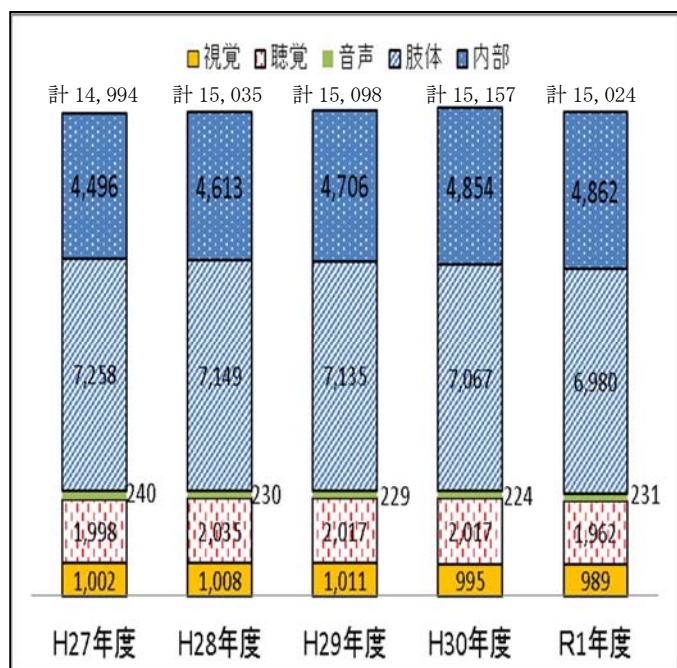
(2) 身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳所持者数は、令和2年3月31日現在で15,024人となっています。障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が最も多く(6,980人)、全体の約半数近くを占めています。

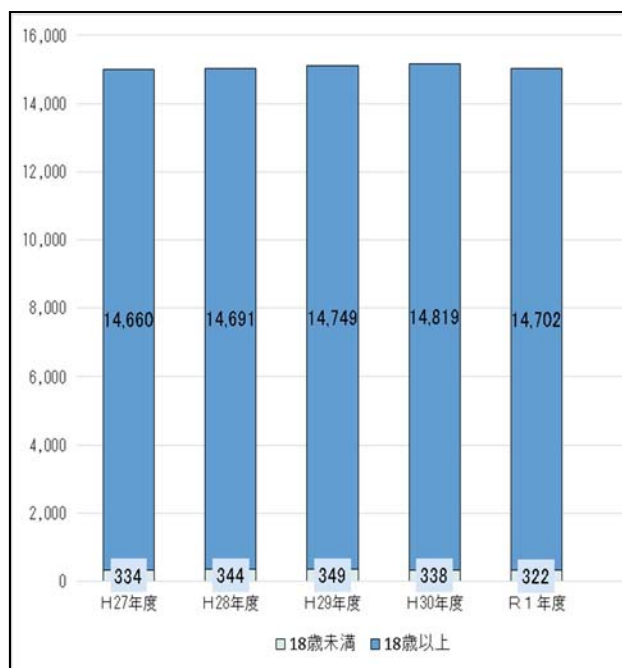
また、障がいの等級別にみると、重度の障がい者(1・2級)が全体の半数を占め、特に内部機能障がい(心臓, じん臓, 肝臓, 免疫など)が年々増加しています。

これらのうち、18歳未満の児童の手帳所持者は322人となっており、また、65歳以上の手帳所持者が約65%以上を占め、高齢者の占める割合が高くなっています。

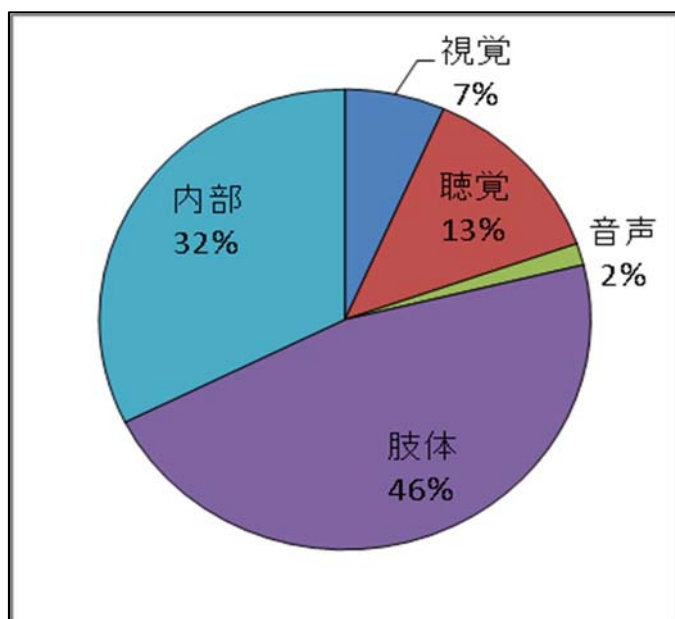
【身体障がい者手帳所持者の推移(障がいの部位別)】



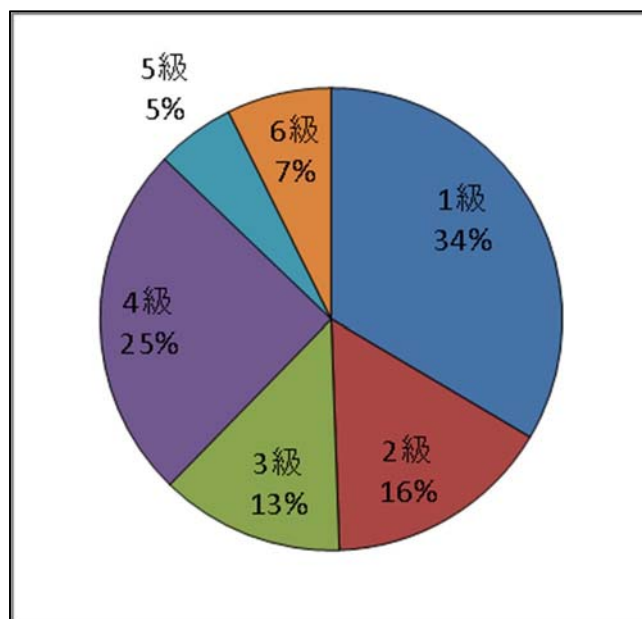
【身体障がい者手帳所持者の推移(障がい者・児別)】



【障がい部位別(R1)】



【等級別構成比(R1)】



(3) 療育手帳所持者の状況

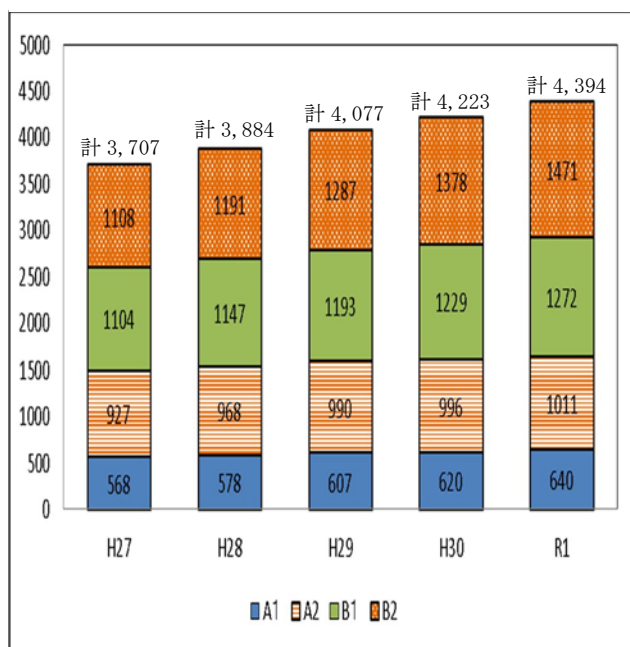
療育手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、令和2年3月31日現在で4,394人となっています。特に、B2（IQ50～70程度の軽度知的障がい）の手帳所持者の伸び率が高い状況です。

このうち18歳未満の手帳所持者は1,189人、程度別では全体に比べ、A1が118人、A2が191人、B1が274人、B2が606人と軽度者が多いが、2年に1度の再判定により変化しています。

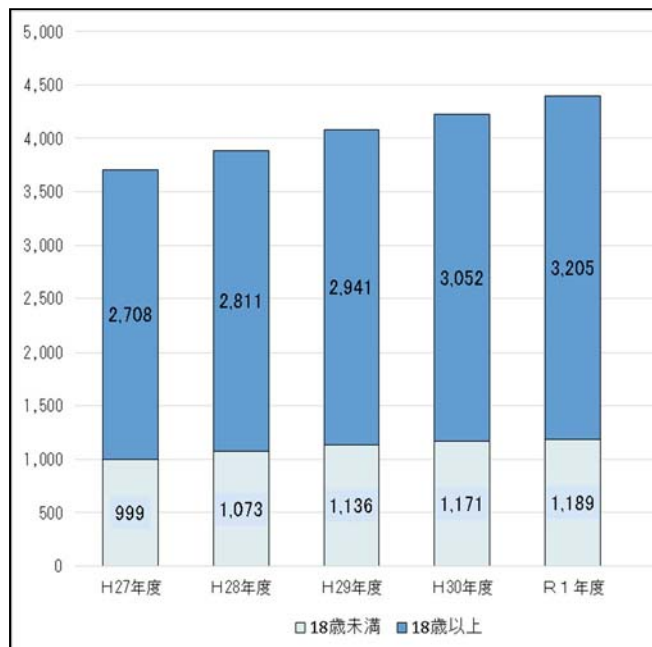
※療育手帳の区分

A1 最重度知的障がい A2 重度知的障がい B1 中度知的障がい B2 軽度知的障がい

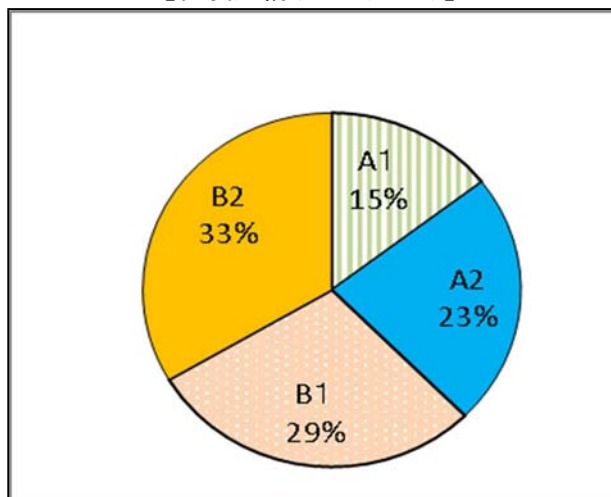
＜療育手帳所持者数の推移（障がいの程度別）＞



＜療育手帳所持者数の推移（障がい者・児別）＞



【程度別構成比（R1）】

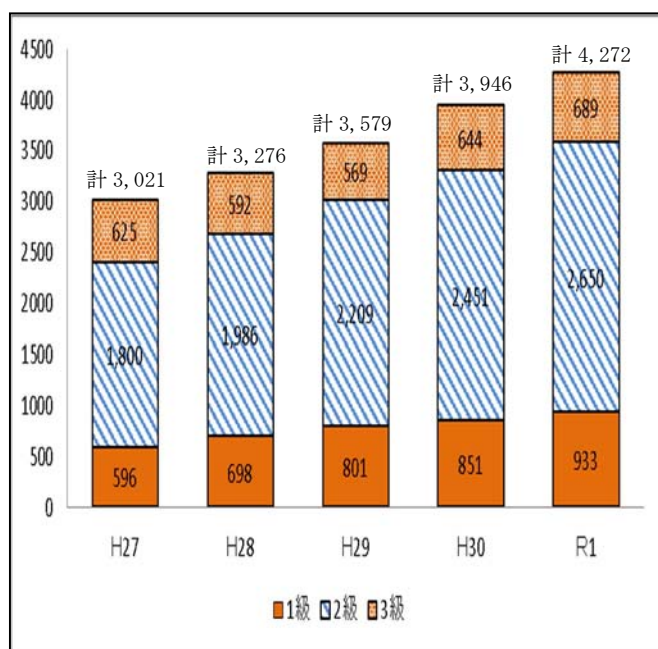


(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

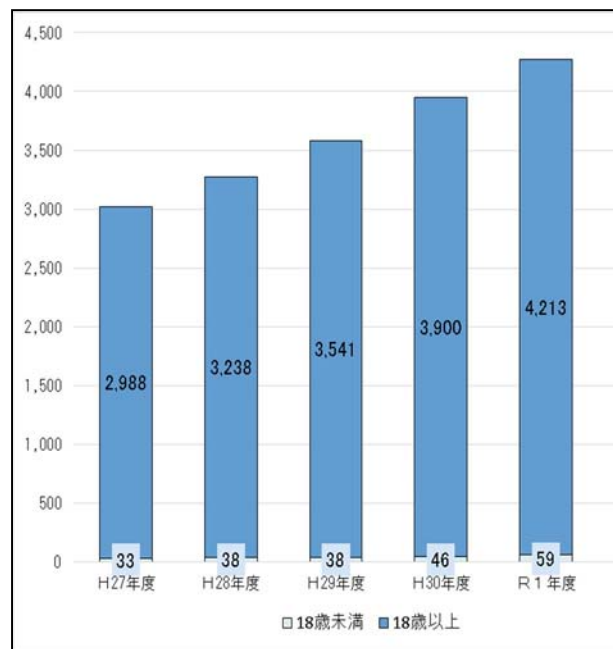
精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、近年、特に増加傾向にあり、令和2年3月31日現在で4,272人となっており、特に2級（日常生活に著しい支障がある）の手帳所持者の伸び率が高く、手帳所持者の約6割を占めています。

18歳未満の手帳所持者は、59人であり、知的障がいを伴わず療育手帳に該当しない発達障がいや薬物治療が必要なてんかん患者も含まれています。

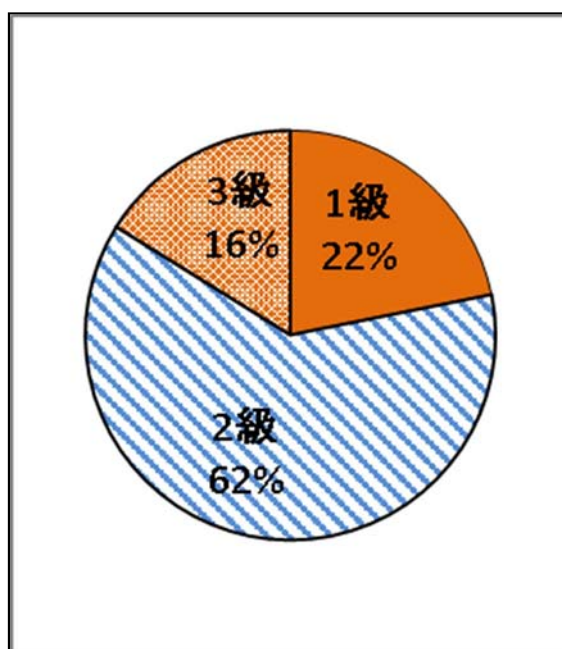
<精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）>



<精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（障がい者・児別）>



【程度別構成比（R1）】



(5) 難病患者等の状況

難病の患者に対する医療費助成は、良質かつ適切な医療の確保を図ることを目的として、平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、現在、対象疾患は333疾患に拡大され、年々受給者は増加しています。

＜指定難病医療費助成事業の受給者数の推移＞

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	3,211人	3,349人	3,605人

(6) 小児慢性特定疾病患者等の状況

小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成は、治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となるため、児童の健全育成を目的として、現在、対象疾患は762疾患であり、年々受給者は増加しています。

＜小児慢性特定疾病医療費助成事業の受給者数の推移＞

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	562人	565人	601人

(7) 発達障がい児の状況

自閉症や広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）などの発達障がいは、その症状や特性が一人ひとり違い、また、知的障がいを伴う児童もいるためその判断及び人数を特定することは難しいのが現状ですが、本市が実施している障がい児診療検査事業において、発達障がいの診断を受けた未就学児の数は、年々増加傾向にあり、過去3年間で約190人増加しています。

＜本市の障がい児診療検査事業において発達障がいの診断を受けた未就学児数の推移＞

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発達障がい児数	730人	832人	922人

(8) 医療的ケア児の状況

医療技術の進歩等を背景として、多くの子どもの生命が救われる一方で、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用したり、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加しています。

また、これまで入院や施設で生活していた医療的ケア児が、自宅のある地域に戻り療養生活を送ることも増加しています。そのため、在宅医療や訪問看護といった医療サービス、日常生活用具の給付、移動支援などの福祉サービスを利用し、子どもたちの日常生活としての保育や教育の場にも当たり前前に医療的ケア児が存在するようになってきています。

医療的ケア児は、身体障がい者手帳を所持し重度心身障がい児として把握されるほか、小児慢性特定疾病医療費助成の受給申請により把握される場合がありますが、医療のみで福祉に繋がらないケースも見受けられます。

令和2年3月に実施した栃木県の実態調査（20歳未満）では、本市の在宅医療的ケア児は68人で、うち人工呼吸器を装着している児は16人、たんの吸引は37人、経管栄養は42人です。年齢別では、0～6歳（就学前）が最も多く、47人（69.1%）となっております。

<医療的ケア児数（ケアの重複あり）>

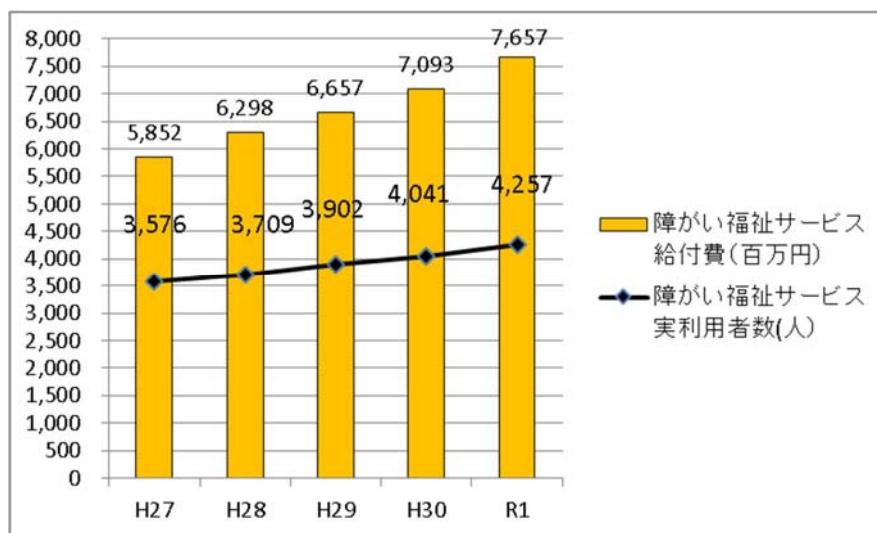
年齢	人工呼吸器	たんの吸引	経管栄養	酸素吸入, 導尿	実人数
0～6歳	7人	22人	26人	26人	47人(69.1%)
7～12歳	4人	10人	9人	6人	14人(20.6%)
13～15歳	2人	2人	2人	2人	2人(2.9%)
16～19歳	3人	3人	5人	3人	5人(7.4%)
合計	16人	37人	42人	37人	68人(100%)

(9) 障がい福祉サービス給付費及び利用者数

「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスの利用者数は、年々増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度では約20%増加し、令和元年度において4,257人となっています。

また、障がい福祉サービスの提供に係る経費も同様に増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度では約30%増加し、令和元年度において約76億5千万円となっています。国全体においても10年間で2倍以上増加しています。

〈障がい福祉サービス給付費及び利用者数の推移〉

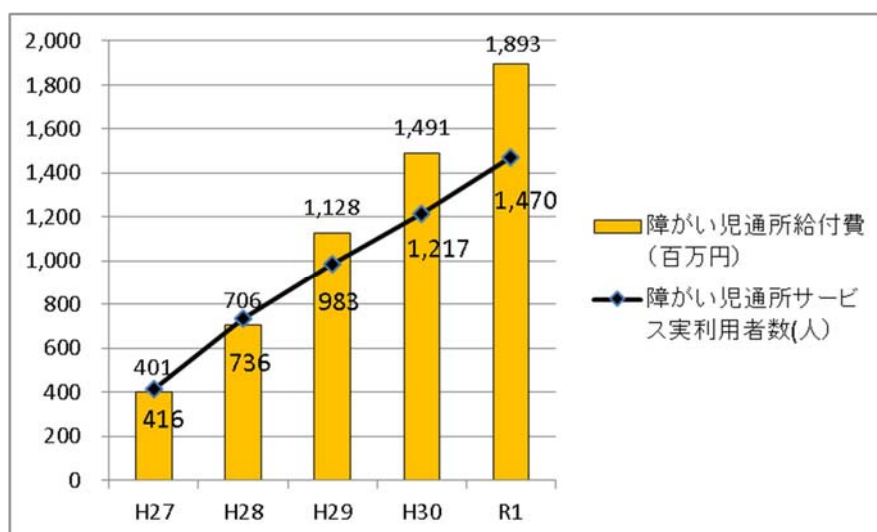


(10) 障がい児通所給付費及び利用者数

「児童福祉法」に基づく障がい児通所サービスの利用者数は、年々増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度では、約250%増加し、令和元年度において1,470人となっています。

また、障がい児通所サービスの提供に係る経費も同様に増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度では約370%増加し、令和元年度において約18億9千万円となっています。

〈障がい児通所給付費及び利用者数の推移〉



3 アンケート調査結果の概要

「第6期サービス計画」・「第2期障がい児計画」の策定にあたり、障がい児者の生活実態や障がい福祉サービス等に関する現状と今後の意向を把握し、障がい福祉サービス等の必要な量とその確保策等を検討する上での基礎資料とするため、令和2年5月に障がい者手帳所持者・障がい福祉サービス等の利用者及び障がい福祉サービス等の提供を行っている事業者向けにアンケートを実施し、以下のような意向等が得られました。

(1) 障がい者手帳所持者・障がい福祉サービス等利用者向けアンケート（1,488人回答）

ア 介護者

○主な介護者

・「父母・祖父母・兄弟」（47.6%）, 「配偶者（夫または妻）」（9.9%）

○年齢・性別

・「女性」（80.1%）, 「男性」（14.3%）

・「60歳以上」（38.0%）

イ 生活

○現在の生活

・「家族と暮らしている」（50.5%）, 「親と暮らしている」（27.5%）

○今後希望する生活

・「今までと同じように暮らしたい」（56.7%）, 「一人で暮らしたい」・「グループホームで暮らしたい」（11.3%）

・「グループホームで暮らしたい」のうち、「将来、市内のグループホームの入居を検討している」（82.8%）

○地域移行や親なき後の備えのために必要な支援

・「必要な在宅サービスが適切に受けられること」（55.3%）, 「経済的な負担の軽減」（53.0%）

ウ 外出

○目的

・「買い物」（61.0%）, 「医療機関への受診」（55.1%）

○困ること

・「特にない」（31.0%）, 「公共交通機関が少ない」（17.6%）

エ 就労等

○日中の主な過ごし方

・「福祉施設や作業所等で工賃（賃金）を得る仕事をしている」（24.3%）, 「自宅で

過ごしている」(18.8%)、「一般企業、自営業、家業などで給料を得て仕事をしている」(9.6%)

○就労支援で必要なこと

・「職場の障がい者への理解」(22.5%)、「あらゆる業種での障がい者の採用枠の拡大」(9.9%)

オ 相談等

○相談相手

・「家族や親戚」(70.8%)、「福祉施設の職員・指導員(相談支援専門員など)」(21.6%)、「相談する人がいない、わからない」(5.5%)

○相談する時に困っていること

・「相談先が分かりづらい」(21.1%)、「専門的な相談ができない」(12.6%)

○日常生活や社会生活で困っていること

・「将来の生活のこと」(42.8%)、「経済的なこと」(22.6%)

カ 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等

○満足度が高いサービス

・「居宅介護」(62.1%)、「就労継続支援(A型, B型)」(60.3%)、「相談支援」(60.8%)、「児童発達支援」(75.5%)、「放課後等デイサービス」(77.1%)、「医療型児童発達支援」(77.8%)、「日常生活用具給付」(63.6%)

○満足度が低いサービス

・「短期入所」(39.2%)、「移動支援」(44.7%)

キ 今後のサービスの充実

○今後、充実してほしいサービス

・「家族などの急な体調不良など、緊急時に利用できる施設」(45.6%)、「福祉に関するさまざまな相談機能」(37.1%)・「いつでも相談できる体制」(33.3%)

ク 新型コロナウイルス感染症関連の意見(自由記述より)

・コロナ禍における、障がいのある方に対する支援についての情報が欲しい。
・新しい生活様式にそった、障がい福祉サービスを提供していただけると有り難い。

(2) 障がい福祉サービス等事業所向けアンケート(147事業所回答)

ア 事業運営

○提供している障がい福祉サービス等

・「居宅介護」(28.6%)、「生活介護」・「放課後等デイサービス」(21.8%)、「就労継続支援(A型・B型)」(20.4%)

○課題

- ・「職員の確保」(71.4%),「職員の育成」(69.4%)

イ 職員

○充足状況

- ・「やや不足している」(50.3%),「十分である」(33.3%)

○離職原因

- ・「他の仕事を希望した」(34.0%),「賃金が低かった」(25.5%)

ウ 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等

○ニーズが増えていると感じるサービス (60%以上)

- ・「施設入所支援」,「共同生活援助(グループホーム)」,「相談支援(計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援)」,「児童発達支援」,「放課後等デイサービス」

○ニーズが減っていると感じるサービス (20%以上)

- ・「就労移行支援」,「日中一時支援(日中支援型)」,「日中一時支援(医療的ケア)」

エ 地域生活への移行等

○地域生活への移行に必要なこと

- ・「地域住民の正しい理解や協力」(58.5%),「地域の相談支援体制の充実」(51.0%)

○介護者の高齢化により介護できなくなることに備えるために必要なこと

- ・「夜間の支援体制の充実(緊急時の対応,介護・医療的ケア等)」(50.3%),「短期入所の受け入れ体制の整備」(47.6%)

オ 障がい児への支援

○支援に必要なこと

- ・「個々の特性に応じた療育の充実」(61.2%),「医療・保健・教育との連携強化,情報交換の場の設定」(57.1%),「障がいの早期発見,早期支援の充実」(55.1%)

カ 就労

○一般就労に必要なこと

- ・「企業・社会全体が支え合う仕組みづくり」(66.0%),「障がい者雇用に対する企業の積極的な取組」(63.3%)

○工賃向上に必要なこと

- ・「事業所の経営改善のための支援の強化」(54.4%),「施設製品の販売先の拡充」(49.0%)

4 関係団体との意見交換会結果の概要

「第6期サービス計画」・「第2期障がい児計画」の策定にあたり、障がい児者の生活実態や障がい福祉サービス等に関する現状と今後の意向を把握し、障がい福祉サービス等の必要な量とその確保策等を検討する上での基礎資料とするため、令和2年6月に障がい福祉関係団体（7団体）と意見交換会を実施し、以下のような意向等が得られました。

（1）障がい福祉サービス等

- ・ 重度障がいのある方に対応できる短期入所やグループホームが少ない。
- ・ 短期入所の事業所が少なく、利用したいときに利用できない。
- ・ 移動支援について、施設から施設への移動にも利用できると良い。
- ・ 本人や親へのグループホームなど、親なき後への理解啓発を進めてほしい。
- ・ 障がい福祉サービス事業所の十分な数とスキルの向上が必要である。

（2）就労

- ・ ジョブコーチの充実が必要である。
- ・ 企業のトップだけではなく、障がいのある方を直接指導する職員に対して、障がいについての理解をお願いしたい。
- ・ 企業における障がい者への理解を広げるため、企業への研修が定期的に行われると良い。

（3）相談支援

- ・ 相談支援専門員等の専門的な知識をもつ人材の十分な数が必要
- ・ 急に親が入院になったときなど、どこに相談したら良いかわからない。
- ・ サービス等利用計画は将来に向けて立てるべきであるが、現在はサービスを受けるためのだけに立てられている。
- ・ 緊急時対応のための土日・休日の支援がほしい。

（4）地域生活への移行

- ・ 地域の理解やグループホームの充実が必要である。
- ・ 地域での生活を想定し、一定期間の生活体験ができる場が必要である。
- ・ 地域の人に障がいを理解してもらえる環境が必要である。

(5) 今後の生活

- ・ 親なき後に備え一人暮らしやグループホームの体験をしたいと思ってもできない状況である。
- ・ 本人、家族向けに、親なき後に備えるための早期準備の大切さや必要性を認識してもらえるようにすると良い。
- ・ グループホームに入居させたくても、費用の問題や保証人の確保等、課題がある。

(6) 乳幼児期の支援

- ・ 親や支援に係る親族などへの障がい理解の啓発が必要である。
- ・ 発達の仕方は個々により違うので、情報に振り回されないような支援が必要である。

(7) 学齢期の支援

- ・ 個々の障がい特性を見極め、将来を見据えた支援が必要である。
- ・ 放課後等デイサービスなど、学齢期の支援は整ってきている。

(8) その他

- ・ 外見上、障がい分からない方に対する理解をお願いしたい。
- ・ 家族が新型コロナウイルスに感染した場合、誰が本人を介護するか考えておくべきである。

5 「第5期サービス計画」・「第1期障がい児計画」の進捗状況及び評価等

(1) 令和2年度目標値の進捗状況

「第5期サービス計画」・「第1期障がい児計画」では、国の基本指針に即しつつ、これまでの実績等を踏まえ、5つの成果目標を設定いたしました。それらの目標の進捗状況について、計画期間中の取組内容から下記の評価基準により評価を行いました。

計画期間中の2か年（平成30年度～令和元年度）の実績及び達成率を評価（本市の行政評価の基準を参考）	
[活動目標の達成率100%以上]	または 取組内容を実施…A（順調）
[活動目標の達成率70%以上100%未満]	または 取組内容を一部実施・検討…B（概ね順調）
[活動目標の達成率70%未満]	または 取組内容を未着手…C（やや遅れている）
	と評価

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 入所施設から地域生活への移行者数

令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者（396人）の6%以上（24人以上）が地域生活へ移行することを目指します。（各年度約6人以上）

年度	H18～H28	H29	H30	R1	目標値 (R2末)	達成率	評価
地域生活移行者数 (各年度)		5人	2人	1人		25.0%	C
地域生活移行者数 (累計)	113人	118人 (5人)	120人 (7人)	121人 (8人)	137人以上 (24人以上)		

② 施設入所者の削減数

令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者（396人）から2%以上（8人以上）削減することを目指します。（各年度約2人以上）

年度	H18～H28	H29	H30	R1	目標値 (R2末)	達成率	評価
削減数 (各年度)		△11人	△7人	+7人		0%	C
施設入所者数 (累計削減数)	396人 (△88人)	385人 (△11人)	378人 (△18人)	385人 (△11人)	388人 (△8人以上)		

○ 評価・課題等

国の基本指針において、①入所施設から地域生活への移行者数は9%以上、②施設入所者の削減数は2%以上（県は①3%以上、②は1.5%以上）と示され、本市も国・県の目標を参考に目標設定し、施設に入所している障がい者のうち、障がい支援区分が比較的軽度である対象者に対して、地域移行に取り組んでいます。施設入所者の重度化・高齢化に伴い、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、移行者数・削減者数の伸びが鈍くなっています。

今後も、地域生活への移行や親なき後に対応するための、相談支援体制の充実やグループホームの設置促進など地域生活支援体制の整備に向けて更なる取組を進めていく必要があります。

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（※）

※ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムは、超高齢化社会を見据え、高齢者が住み慣れた地域や自宅で日常生活を送れるよう、地域における「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できる体制を構築するものです。精神障がい者の地域移行は、必要な医療等による支援が途切れ、症状が再発することにより、地域で生活することが困難になることを防ぐ必要があるため、地域保健等によるアプローチを通じて、患者への生活支援や患者を取り巻く家族等への支援を具体化していくことが必要であり、また、未治療者や医療中断者への早期支援も充実していくためには、多職種・多施設間連携を推進し、医療や福祉等の様々な関係者が情報共有や連携を行う体制構築ができるよう、重層的な役割分担・協働の推進が求められるため、地域包括ケアシステムの考え方を精神障がい者の地域移行に活用しようとするものです。

令和2年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目指します。

年 度	H18～H28	H29	H30～R1	目標値 (R2 末)	評価
協議の場の 設置			協議の場の設置方法等について検討中	協議の場の設置	C

○ 評価・課題等

行政、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関において、地域移行支援の利用が有効と思われる入院患者についての情報共有をしながら、必要なサービスの調整を行っており、協議の場の設置方法については、庁内関係課とどのような場が適切か意見交換を行っています。

今後も、引き続き、自立支援協議会等の活用も含め、どのような協議の場が適切であるか検討をする必要があります。

ウ 地域生活支援拠点等の整備

令和2年度末までに、一つの地域生活支援拠点等を整備することを目指します。

年 度	H18～H28	H29	H30～R1	目標値 (R2 末)	評価
地域生活支援 拠点の整備			自立支援協議会において、 整備に向けて検討中	一つ (面的整備)	B

○ 評価・課題等

虐待等やむを得ない事由により、緊急時の一時的な保護が必要な場合に備えて、夜間・休日においても市と契約した障がい福祉サービス事業所において一時保護が可能となる「緊急一時保護事業」を平成29年度より実施しています。(現在、3事業所)

また、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等について関係団体等が協議できるよう、平成30年度に、自立支援協議会の新部会である「地域生活支援部会」を設置し、地域生活支援体制の整備に向け、必要な機能の整理を行っています。

今後も、引き続き、令和2年度末の整備に向けて、必要な機能等について自立支援協議会などから意見をいただきながら、検討を行っていく必要があります。

エ 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行

令和2年度末における一般就労への移行を平成28年度実績(71人)の1.5倍以上(107人以上)とすることを目指します。(H30→89人, R1→98人, R2→107人以上)

年 度	H18～H28	H29	H30	R1	目標値 (R2 末)	達成率	評価
一般就労 移行者数	368人	72人	97人	71人	107人以上	89.8%	B

○ 評価・課題等

福祉施設から一般就労への移行者数については、ハローワークとの共催による障がい者就職ガイダンスや、自立支援協議会就労支援部会における企業と就労系事業所との意見交換会などに取り組み、目標値を達成しなかった年度については要因を分析しながら、一般就労支援の充実に取り組んでいます。

新型コロナウイルスの感染防止のため、企業において、オンラインによる採用面接会や在宅就労が増えているなど、採用方法や就労形態が変化してきていることから、こうした変化を捉えながら、就労支援に取り組んでいく必要があります。

目標達成水準を超える一般就労実績をあげる年度もあり、引き続き、中期的な視点で支援に取り組んでいく必要があります。

② 就労移行支援事業の利用者数

令和2年度末における就労移行支援事業の利用者を平成28年度末（95人）の利用者から2割以上増加（114人以上）とすることを目指します。

（H30→105人，R1→110人，R2→114人以上）

年 度	H18～H28	H29	H30	R1	目標値 (R2末)	達成率	評価
就労移行支援事業の利用者数		91人	92人	88人	114人以上	83.7%	B

○ 評価・課題等

就労移行支援事業の利用者については、障がい者の一般就労に向け、サービス等利用計画に基づき、適切に支給決定しています。

今後も、引き続き、利用者ニーズを把握し、適切に支給決定を行っていきます。

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

令和2年度末における事業所ごとの就労移行率について、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

（H30→30%，R1→40%，R2→50%以上）

年 度	H18～H28	H29	H30	R1	目標値 (R2末)	達成率	評価
就労移行支援事業所の就労移行率		33.3% (4/12)	63.6% (7/11)	41.7% (5/12)	50.0%以上	150.3%	A

○ 評価・課題等

就労移行支援事業所の就労移行率については、移行率が3割以上の事業所数は4か所(H29)から5か所(R1)に増加しており、引き続き、自立支援協議会就労支援部会において、関係機関や企業、就労移行支援事業所間の情報共有を図り、より多くの就労移行支援事業所から一般就労者が出るよう支援水準の向上に取り組んでいきます。

今後も、就労移行支援事業所が就労移行支援サービスを提供する中で、個々の事業所の努力で解決できない課題については、事業所の意見を集約し、関係機関とも連携を図りながら、解決に向けた支援を検討していく必要があります。

④ 就労定着支援による職場定着率

各年度における職場定着率による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目指します。

年 度	H18～H28	H29	H30	R1	目標値 (R2 末)	達成率	評価
就労定着支援による職場定着率※			97.4%	【参考】 94.0%	80%以上	-	-

※ 支援開始から1年後の定着率であるため、当該年度の実績は、次年度終了時点で確定することから、R1の進捗についてはR2.4月時点の参考となります。

○ 評価・課題等

障がい者の職場定着に向け、引き続き、ハローワークとの共催による「精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座」を開催し、企業に対し障がいへの理解促進を図るとともに、自立支援協議会就労支援部会において、関係機関や企業、就労移行支援事業所間の情報共有を図りながら、就労定着支援事業所のスキルアップにつなげていく必要があります。

今後も、就労定着支援事業所が就労定着支援サービスを提供する中で、個々の事業所の努力で解決できない課題については、事業所の意見を集約し、関係機関とも連携を図りながら、解決に向けた支援を検討していく必要があります。

オ 障がい児支援の提供体制の充実

① 児童発達支援センターの設置

福祉型・医療型共に、現行体制を維持しつつ、地域の中核的な拠点施設としての機能の充実強化を推進していきます。

年 度	H30	R1	R2	評価
児童発達支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> 福祉型児童発達支援センター 2事業所 医療型児童発達支援センター 2事業所 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉型児童発達支援センター 2事業所 医療型児童発達支援センター 2事業所 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉型児童発達支援センター 2事業所 医療型児童発達支援センター 2事業所 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 研修会（専門職対象）→6回(437人) 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会（専門職対象）→4回(244人) 職場体験（事業所対象）→15回(19人) アンケート調査 事業所訪問調査 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会（専門職対象）→3回(105人) 職場体験（事業所対象）→19回(39人) 	

○ 評価・課題等

国の基本指針において、児童発達支援センターを各市町村に1箇所以上設置と示され、本市としては2箇所設置済みであることから、民間の障がい児通所支援事業所が個々の特性に合った適切なサービスを提供できるよう、市直営の「児童発達支援センター」が研修会や職場体験を実施し、民間事業所の療育の質の向上に取り組むとともに、拠点施設としての組織体制の充実にも取り組んでいます。

今後も、引き続き、市直営の事業所は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行い、療育の質の維持・向上に取り組んでいく必要があります。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

市直営の事業所を中心に、障がい児の社会適応を促すための支援を推進していきます。

年 度	H30	R1	R2	評価
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	2事業所	3事業所	3事業所	A

○ 評価・課題等

国の基本指針より，すべての市町村において，保育所等訪問支援を利用できる体制の構築と示され，本市としては，保育所等訪問支援を3事業所で利用できることから，保育園等に通う障がい児が増加する中，支援を必要とする障がい児が適切な療育を受けられるよう，事業周知や保育園等との連携強化に取り組むとともに，市直営の事業所においては，訪問支援員（保育士）の増員を図り，保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を進め，利用希望者への支援に取り組んでいます。

今後も，引き続き，個々の特性に応じた支援内容に柔軟かつ円滑に対応できるよう取り組んでいく必要があります。

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

重症心身障がい児の支援ニーズを踏まえ，設置について県への働きかけや，人材育成など民間事業所への支援を推進していきます。

年 度	H30	R1	R2	評価
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	・児童発達支援事業所 1事業所	・児童発達支援事業所 1事業所	・児童発達支援事業所 2事業所	A
	・放課後等デイサービス 1事業所	・放課後等デイサービス 1事業所	・放課後等デイサービス 2事業所	

○ 評価・課題等

国の基本方針において，重症心身障がい児を支援できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保と示され，本市においては，児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスにおいて事業所数が1事業所(R1)から2事業所(R2)に増加しており，利用希望者へのサービスの対応ができています。

今後も，引き続き，個々の特性に応じた適切な支援が受けられるよう，利用ニーズを把握し，広く受け入れ体制を確保していく必要があります。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

「障がい者自立支援協議会」や「発達支援ネットワーク会議」等を活用し，医療的ケア児支援のため柔軟に対応できるような体制づくりに努めます。

年 度	H30	R1	R2	評価
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	・既存の「発達支援ネットワーク会議」を活用した協議の場の設置 ・発達支援ネットワーク会議 2回開催	・発達支援ネットワーク会議 2回開催 ・医療的ケア児支援のためのガイドブック作成・配布 5,300部	・発達支援ネットワーク会議 2回開催	A

○ 評価・課題等

関係機関等が連携を図るための協議の場の設置については、医療的ケア児等支援の協議の場に「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」を位置づけ、医療的ケア児支援の取組の方向性を整理し、医療的ケア児と家族のための支援ガイドブックを作成・配布等に取り組んでいます。

また、市内で在宅生活を送る医療的ケア児の実態について定期的に把握する体制を関係課等と構築しております。

今後も、引き続き、個々の児童の特性に合わせた適切な支援について関係機関等と連携し、支援に取り組んでいく必要があります。

(2) 障がい福祉サービス等の必要見込量等に関する進捗状況

① 訪問系サービスについて

訪問系サービスの利用状況を見ると最も利用の多い「居宅介護」は、必要に応じて1日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者ひとりひとりに必要な利用量を支給決定し、個別ニーズに柔軟に対応しているため、利用者が増加している状況です。

サービス種別	項目	第5期計画				
		H30		R1		R2
		見込量	実績	見込量	実績	見込量
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	利用量 (時間/月)	24,869	23,023	26,724	23,082	28,758
行動援護 重度障がい者等包括支援	利用人数 (人分/月)	968	905	1,051	933	1,142

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況を見ると「生活介護」、「就労継続支援A型」及び「就労継続支援B型」等の利用量・利用人数が増加していますが、「就労定着支援」については、利用人数が見込みを大きく下回っている状況です。

サービス種別	項目	第5期計画				
		H30		R1		R2
		見込量	実績	見込量	実績	見込量
生活介護	利用量 (時間/月)	20,409	19,914	21,020	20,852	21,650
	利用人数 (人分/月)	1,036	1,039	1,067	1,064	1,099
自立訓練 (機能訓練)	利用量 (時間/月)	93	88	93	104	93
	利用人数 (人分/月)	6	5	6	5	6
宿泊型自立訓練	利用量 (時間/月)	148	96	148	62	148
	利用人数 (人分/月)	5	4	5	2	5
自立訓練 (生活訓練)	利用量 (時間/月)	499	410	499	528	499
	利用人数 (人分/月)	29	22	29	31	29
就労移行支援	利用量 (時間/月)	1,789	1,682	1,875	1,608	1,961
	利用人数 (人分/月)	104	94	109	89	114
就労継続支援(A型)	利用量 (時間/月)	7,360	6,685	8,080	7,803	8,800
	利用人数 (人分/月)	368	342	404	404	440
就労継続支援(B型)	利用量 (時間/月)	12,051	11,410	12,887	12,761	13,777
	利用人数 (人分/月)	677	642	724	702	774
就労定着支援	利用人数 (人分/月)	53	15	59	34	64
療養介護	利用人数 (人分/月)	52	53	52	52	52
短期入所	利用量 (時間/月)	1,320	1,271	1,399	1,014	1,478
	利用人数 (人分/月)	150	150	159	126	168

③ 居住系サービス

居住系サービスの利用状況を見ると、「自立生活援助」については、新しいサービスであり、事業所数も少ないことなどから、利用人数が見込みを下回っている状況です。

「共同生活援助（グループホーム）」については、施設数が増加し、利用環境が整ったことにより、利用人数が増加し、見込みも上回っている状況です。

また、「施設入所支援」は、ほぼ横ばいとなっています。

サービス種別	項目	第5期計画				
		H30		R1		R2
		見込量	実績	見込量	実績	見込量
自立生活援助	利用人数 (人分/月)	2	0	2	0	2
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数 (人分/月)	410	443	435	466	468
施設入所支援	利用人数 (人分/月)	392	379	390	385	388

④ 相談支援系サービス

相談支援系サービスの利用状況を見ると「計画相談支援」が、サービス等利用計画の作成が支給決定の際に必須とされるため、障がい福祉サービス利用人数の増加に伴い、利用人数が増加し、見込みも上回っている状況です。

サービス種別	項目	第5期計画				
		H30		R1		R2
		見込量	実績	見込量	実績	見込量
計画相談支援	利用人数 (人分/月)	598	663	600	759	602
地域移行支援	利用人数 (人分/月)	2	2	2	0	2
地域定着支援	利用人数 (人分/月)	6	4	8	3	10

⑤ 障がい児支援系サービス

障がい児支援系サービスの利用状況を見ると「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業所が増加し、利用環境が整ったことにより利用者が増加しています。

また、それらを利用するために必要である「障がい児相談支援」の利用人数についても増加しており、見込みも上回っている状況です。

サービス種別	項目	第1期計画				
		H30		R1		R2
		見込量	実績	見込量	実績	見込量
児童発達支援	利用量 (時間/月)	2,340	2,910	2,600	3,739	2,860
	利用人数 (人分/月)	180	260	200	332	220
居宅訪問型 児童発達支援	利用量 (時間/月)	-	-	6	8	12
	利用人数 (人分/月)	-	-	3	2	6
医療型児童発達支援	利用量 (時間/月)	170	166	170	109	170
	利用人数 (人分/月)	17	21	17	16	17
保育所等訪問支援	利用量 (時間/月)	24	10	26	21	28
	利用人数 (人分/月)	12	10	13	12	14
放課後等デイサービス	利用量 (時間/月)	9,810	10,223	11,970	12,191	14,130
	利用人数 (人分/月)	1,090	908	1,330	1,093	1,570
障がい児相談支援	利用人数 (人分/月)	60	74	80	92	100

(3) 地域生活支援事業の実施に関する進捗状況

地域生活支援事業については、相談支援事業や意思疎通支援事業などの必須事業のほか、訪問入浴サービスや日中一時支援などの任意事業を幅広く実施しています。

移動支援事業や日中一時支援事業(放課後支援型)は、類似サービスの影響などにより、利用量・利用人数が見込みを下回っていますが、全体的にみると、概ね見込みどおりとなっています。

区分	サービス種別	項目	第5期計画				
			H30		R1		R2
			見込量	実績	見込量	実績	見込量
	理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有
	自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有
相談支援事業	障がい者相談支援事業	実施見込み (箇所数)	8	8	8	8	8
	基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業	利用人数 (人/年)	3	3	3	0	3
	成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳・要約筆記者 派遣事業	利用件数 (人/月)	185	152	205	144	225
	手話通訳者 設置事業	設置人数 (人/年)	2	2	2	2	2
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付件数 (件/月)	3	2	3	3	3
	自立生活支援用具		7	6	7	7	7
	在宅療養等支援用具		9	8	9	6	9
	情報・意思疎通支援用具		12	10	12	8	12
	排泄管理支援用具		204	187	204	196	204
	居宅生活動作補助用具		2	1	2	1	2

第2章 障がい者・児を取り巻く社会環境の変化と課題

区分	サービス種別	項目	第5期計画				
			H30		R1		R2
			見込量	実績	見込量	実績	見込量
	手話奉仕員養成研修事業	講習修了 見込み者数 (人/年)	45	47	45	47	50
	移動支援事業	利用量 (時間/月)	4,150	2,819	4,213	2,808	4,285
		利用人数 (人/月)	403	306	409	302	416
	地域活動支援センター	設置数	15	15	15	14	15
		利用人数 (人/月)	193	171	193	174	193
	障がい児等療育支援事業	実施見込み (箇所数)	1	1	1	1	1
の 通 専 養 成 研 修 事 業 を 行 う 者 の 意 思 疎 略 を 行 う 者	手話通訳・要約筆記者 養成研修事業	講習修了 見込み者数 (人/年)	35	29	35	14	39
	盲ろう者向け通訳・介 助員養成研修事業	講習修了 見込み者数 (人/年)	10	9	10	7	10
う 者 の 派 遣 事 業	盲ろう者向け通訳・介 助員派遣事業	利用人数 (人/年)	6	7	6	6	6
	福祉ホーム事業	設置数	2	2	2	2	2
	訪問入浴サービス事業	利用人数 (人/月)	32	26	32	25	32

第2章 障がい者・児を取り巻く社会環境の変化と課題

区分	サービス種別	項目	第5期計画				
			H30		R1		R2
			見込量	実績	見込量	実績	見込量
日中一時支援事業	日中支援型	利用量 (回/月)	2,433	2,328	2,433	2,367	2,433
		利用人数 (人/月)	418	472	418	446	418
	放課後支援型	利用量 (回/月)	850	697	765	566	688
		利用人数 (人/月)	133	123	120	95	108
	医療的ケア	利用量 (回/月)	218	283	223	308	228
		利用人数 (人/月)	49	49	50	55	51
障がい児支援体制整備		実施有無	有	有	有	有	有
巡回支援専門員整備		実施有無	有	有	有	有	有
スポーツ・レクリエーション教室開催等		実施有無	有	有	有	有	有
文化芸術活動振興		実施有無	有	有	有	有	有
点字・声の広報等発行		実施有無	有	有	有	有	有
奉仕員養成研修		実施有無	有	有	有	有	有
障がい者虐待防止対策支援		実施有無	有	有	有	有	有
緊急一時保護事業		実施有無	有	有	有	有	有

6 課題の総括

2 から 5 を踏まえ、「第 6 期サービス計画」・「第 2 期障がい児計画」策定に向けた本市における課題を総括します。

(1) 地域生活への移行や親なき後への対応

地域生活への移行や親なき後への対応を図るため、「相談支援や緊急時の受入体制の充実」、「本人や親への障がい福祉サービス等の理解促進・本人の自立に向けた支援の充実」、「グループホームの設置促進」、「地域への障がいの理解啓発」、「地域における関係機関の連携体制の充実」など地域生活を支援する体制の充実が必要です。

(2) 一般就労への移行

障がい福祉サービスを通じて、一般就労により多くつなげるため、「関係機関や企業と就労支援に関する情報共有及び連携の促進」、「就労定着に向けた支援の充実」など就労支援の充実が必要です。

(3) 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス・地域生活支援事業

共通事項

サービス利用者の利用実態や事業所の動向を踏まえた、利用者に対する必要な利用量を見込み、必要なサービスが適切に受けられる体制の確保やサービスの質の向上、また、それを担う人材の確保を図るための取組が必要です。

障がい福祉サービス・地域生活支援事業

地域で安心した生活が送れるようにするため、利用ニーズ等が高い「相談支援」、「共同生活援助」など障がい福祉サービス・地域生活支援事業の更なる充実が必要です。

障がい児福祉サービス

「計画相談支援」、「医療的ケア児等を支援する関係機関等との連携」など、障がい児の障がい特性や個々の状態に応じたサービスの更なる充実強化が必要です。

第3章 障がい福祉サービス計画・障がい児福祉サービス計画の基本理念等

1 計画の基本理念

「障害者基本法」や「障害者総合支援法」の趣旨を踏まえて策定された「第5次プラン」の基本理念である「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会」の実現を目指すとともに、国の基本指針に即し、以下(1)～(7)を踏まえ、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を図るための「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」を策定します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進める必要があります。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、より一層のサービスの充実に努めます。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図るとともに、難病患者等についても、引き続き「障害者総合支援法」に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病で治療中の患者や家族からの個別相談の際などに、必要な情報を提供し、障がい福祉サービスの活用が促されるように努めます。

(3) 地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、親なき後や、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の体制づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める必要があります。

特に、親なき後や地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制

を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、地域生活の継続が可能となるようサービス提供体制を確保する必要があります。

また、地域生活支援の体制の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。また、こうした体制の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や関連事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域の精神保健・医療・福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できるインクルーシブ社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。このことを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりに取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要があります。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援する必要があります。このため、障がい児及びその家族に、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るととも

に、県の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の充実を図ることにより、支援体制を構築する必要があります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築する必要があります。

さらに、障がい児が障がい児通所支援等のサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョンを推進する必要があります。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障がい者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で計画的に推進します。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのために、関係者と協力して、多職種間の連携の推進、専門性を高めるための研修の実施などの取組を推進する必要があります。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて、支援をする必要があります。近年の法律の制定等を踏まえて、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る必要があります。

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、「1 計画の基本理念」や前期計画の課題等を踏まえ、次に掲げる点に配慮しながら、目標値の設定や見込量の確保に努めます。

(1) 必要な訪問系サービスの確保

訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障がい者等包括支援）の充実を図り，必要な訪問系サービスの確保に努めます。

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの確保

希望する障がい者等への日中活動系サービス（療養介護，生活介護，短期入所，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，就労定着支援等）が提供されるよう，必要な日中活動系サービスの確保に努めます。

(3) グループホームの充実及び地域生活支援体制の機能の充実

親なき後などにおいて，障がいのある人が，住み慣れた地域で継続して暮らすための居住の場として，グループホームの充実を図るとともに，自立生活援助，地域移行支援及び地域定着支援等の推進により，地域生活の継続の支援に努めます。

なお，地域生活への移行を進めるに当たっては，重度化・高齢化した障がい者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障がい者であっても地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう，適切に福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努めるとともに，必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを確保することによって，障がい者等の地域における生活の継続が図られるように努めます。

さらに，地域生活支援体制の整備による地域生活支援の機能をさらに強化するため，その機能を担う個々の機関が有機的な連携の下に障がい者等に対する支援を確保することで，機能の充実を図る必要があります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援及び就労定着支援等の推進により，障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める必要があります。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の整備が必要です。また、相談支援事業者は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、行政機関やその他関係機関との連携に努めることが重要です。

(1) 相談支援体制の整備

障がい福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画は、まず、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を確保し、維持することが重要です。その上で、個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障がい福祉サービス又は地域相談支援等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行うことが重要です。このため、福祉に関する各般の問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障がい福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、指定特定相談支援事業所や指定障がい児相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保していく必要があります。なお、これらの取組を効果的に進めるため、基幹相談支援センターにおいて、相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要です。

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等で構成されていますが、改めて相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う必要があります。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の整備が進むことに伴い、障がい者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。）を行うことを通じて、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、障がい者支援施設等又は療養介護を行う病院に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の人数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る必要があります。

さらに、障がい者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていくことが重要です。

(3) 発達障がい者等に対する支援

発達障がいについては、適切な発達及び円滑な社会生活の促進のため、早期発見、早期療育による適切な支援や教育が必要であり、ライフステージに応じた一貫した支援を行うことや、発達障がいの特性理解や合理的配慮のためのより一層の普及啓発が重要です。

(4) 協議会の運営等

障がい者への支援の体制整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者等及びその家族、福祉・医療・教育又は雇用に関連する職務に従事する者、その他関係者により構成される自立支援協議会を設置し、地域における様々な課題解決に取り組んでいます。さらに下部組織として就労、相談、地域生活支援体制等に関する部会を設置し、地域課題の把握と検討を行っています。また、発達の遅れや障がいのある児童に対し、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係機関や団体の連携強化を目的とした「発達支援ネットワーク会議」を設置しています。これらの協議会において、関係機関等の有機的な連携の下で地域課題の解決に向けた積極的な提言を行うことが重要です。

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、「子ども・子育て支援法」において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保や保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

(1) 地域における支援体制の整備

障がい児通所支援等における障がい児やその家族に対する支援については、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で相談やサービスが提供できるように、地域における支援体制を整備する必要があります。児童発達支援センターは、

障がいの重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図る必要があります。併せて、その地域支援機能を強化することにより、障がい児の地域社会への参加やインクルージョンを推進することが重要です。

さらに、障がい児通所支援事業所は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要があります。

(2) 保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園等の子育て支援施策や、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の教育支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。また、障がい児の早期の発見や支援、健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、子育て支援や保健医療、教育等の関係部局との連携体制を確保する必要があります。

また、放課後等デイサービス等の障がい児通所支援の実施に当たっては、関連施策との緊密な連携の促進に資する実施形態を検討することが重要です。

(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進を図る必要があります。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障がい児の人数やニーズを把握するとともに、課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る必要があります。ニーズの把握に当たっては、在宅サービス等を含む重症心身障がい児の支援体制の現状を併せて把握することが重要です。

医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障がい児支援等の充実を図る必要があります。ニーズの把握に当たっては、医療的ケア児の支援体制の現状を併せ

て把握することが重要です。

また、重症心身障がい児及び医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が重要です。ニーズが多様化している状況を踏まえ、地域において計画的に短期入所が運営される必要があります。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、行政機関、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の関係者が連携を図るための協議の場を設け、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要です。なお、この場においては、障がい児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが重要です。

さらに、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進することが重要です。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う必要があります。

（5）障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障がい者に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援体制の構築を図る必要があります。

第4章 令和5年度の目標の設定

本市では、これまでのサービス計画において、施設に入所している障がい者の地域生活への移行や、福祉施設を利用している障がい者の一般企業などでの就労に向けた移行についての目標設定を行い、さらに目標を達成するための方策を定め、取り組んできました。

「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」においても、国の基本指針やこれまでの進捗状況及び現状等を踏まえ、新たに目標を設定するとともに、目標を達成するための取組を推進していきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

○目標設定の背景

障がい者の入所施設において、長期入所が常態化している中、施設や病院で介護するのではなく、地域で自立した生活を営むことを促進するため目標設定するものです。

(1) 入所施設から地域生活への移行者数

国の基本指針

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の **6%以上を地域生活へ移行**することを基本としています。

本市の目標

これまで、本市においては、施設入所者の地域移行に取り組んでおり、施設に入所している障がい者のうち、障がい支援区分が比較的軽度である対象者のほとんどの方が家庭復帰やグループホームなどへ移行しています。現在、本市の施設入所者は、重度化・高齢化や入所期間が長期化しており、今後の地域移行は近年と同様に少数しか見込まれませんが、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を強化し、障がい者本人や家族の思いや希望を受けとめながら、本人が選択した生活の場において暮らし続けることができるよう、必要な支援や調整を行うとともに、在宅サービスの充実やグループホームの整備を促進しながら、毎年度およそ3人の地域移行を見込み、令和5年度末時点の地域生活に移行する方の割合を令和元年度末の施設入所者（385人）の **3%（12人）以上を地域生活へ移行**することを目標とします。

目標値	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)
国の基本方針	平成28年度末施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行	令和元年度末施設入所者数の 6%以上 を地域生活へ移行
宇都宮市障がい福祉サービス計画	平成28年度末施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行	令和元年度末施設入所者数の 3%以上 を地域生活へ移行

(2) 施設入所者の削減数

国の基本指針

令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から **1.6%以上削減**することを基本としています。

本市の目標

(1)と同様に、これまで、本市においては、施設入所者の地域移行に取り組んでおり、施設に入所している障がい者のうち、障がい支援区分が比較的軽度である対象者のほとんどの方が家庭復帰やグループホームなどへ移行し、さらに本市の施設入所者は、重度化・高齢化や入所期間が長期化している状況です。また、短期入所などを利用しながら市内の入所施設の空床を待つ重度の障がい者等が多数いることなどを踏まえて、令和5年度末時点での施設入所者数については、令和元年度末時点の施設入所者数の**現状維持(385人)**とすることを目標とします。

目標値	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)
国の基本方針	平成28年度末施設入所者数の2%以上を削減	令和元年度末施設入所者数の 1.6%以上 を削減
宇都宮市障がい福祉サービス計画	平成28年度末施設入所者数の2%以上を削減	現状維持

【目標達成に向けた取組】

- ・ 地域生活への移行を促進するため、住まいの場として重要な選択肢の一つとなるグループホームの整備を促進します。
- ・ 本人や家族の思いや希望を受け止めながら、必要な情報について基幹相談支援センターが中心となり、行政、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関が共有し、個別の状況・ニーズに応じて必要な支援を検討します。
- ・ 必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの事業所における提供体制の充実が図られるよう取組を検討し、実施します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

○目標設定の背景

精神障がい者の地域移行を進めるためには、精神科病院や関連事業者による努力だけでは限界があり、行政を含めた地域の精神保健・医療・福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築する必要があります。このため、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため目標設定するものです。

国の基本指針

市町村障害福祉計画においては、成果目標の設定はありません。

本市の目標

精神障がい者が地域へ移行し、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、**保健・医療・福祉関係者による協議の場において、精神障がい者の地域移行に係る目標を設定し、関係者が情報共有や連携を図りながら、支援を実施**することを目標とします。

目標値	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)
国の基本方針	令和2年度末までに、障害福祉圏域（市町村）ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	—
宇都宮市障がい福祉サービス計画	令和2年度末までに、宇都宮圏域（宇都宮市）に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	保健・医療・福祉関係者による協議の場において、精神障がい者の地域移行に係る目標を設定し、関係者が情報共有や連携を図りながら、支援を実施

【目標達成に向けた取組】

- ・ 基幹相談支援センターが中心となり、日頃から行政、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関が、地域移行支援の利用が有効と思われる入院患者についての情報共有、潜在的なニーズの掘り起こしを行います。
- ・ 上記のニーズに対し、国・県や近隣市町における「地域包括ケアシステム」への対応について情報収集等を行いながら、支援方法等を検討します。
- ・ 「入院中の精神障がい者の地域生活支援」に必要な取組について、医療、当事者団体、行政等の関係機関が、それぞれの立場から、現状の取組状況や課題等について意見交換を行います。
- ・ 市民（地域住民）への精神障がいに関する理解啓発を行います。

3 地域生活支援体制(※)の機能の充実

○目標設定の背景

地域には、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所、病院、施設など、障がい者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域において整備が進められているところですが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分ではないことから、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援体制の積極的な整備を推進していくことを目指すため目標設定するものです。

(※地域生活支援体制・・・国の基本指針では地域生活支援拠点等と表記しておりますが、本市では既存の地域資源を有機的に連携して結び付ける面的整備の拠点づくりを目指しており、「拠点」ではなく、「体制」と表記しています。)

国の基本指針

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

本市の目標

本市の地域生活支援体制について、整備後においても、各機能の充実を図るため、令和5年度末までの間、体制を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを目標とします。

目標値	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)
国の基本方針	令和2年度末までに、障害保健福祉圏域(市町村)ごとに <u>少なくとも一つ</u> の地域生活支援拠点等を整備	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に <u>一つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討</u>
宇都宮市障がい福祉サービス計画	令和2年度末までに、宇都宮市に <u>一つ</u> の地域生活支援体制を構築	<u>令和5年度末までの間、地域生活支援体制を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討</u>

【目標達成に向けた取組】

- ・ 様々な地域資源の連携を強化し、地域生活支援体制の機能の充実を図るため、自立支援協議会等において、体制に係る運用状況の検証及び検討を行い、課題等を共有します。
- ・ 基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターを中心に、相談支援の充実を図るとともに、身近に支援者がいない人の緊急時の相談支援についても実施していきます。
- ・ 親なき後を見据え、障がい者が介護者からの自立を体験できる機会として、体験的宿泊支援事業（グループホームや短期入所の体験利用）を実施します。
- ・ また、各機能の充実を図ることができるよう、それらの課題に対応するため、各種取組について、十分に検討・検証を行います。

4 福祉施設利用者の一般就労への移行等

○目標設定の背景

病院や施設で過ごす障がい者が地域で生活するためには、企業や官公庁等で働き、収入を得たり、社会とのつながりを構築し、自己実現をはかることが大変重要な意義をもつため、就労移行支援事業等の障がい福祉サービスを通じて一般就労によりつなげられるよう、目標設定するものです。

(1) 一般就労への移行

国の基本指針

令和5年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度末実績の **1.27 倍以上とすること**を基本としています。（うち、就労移行支援事業が1.30倍以上、就労継続支援A型事業が1.26倍以上、就労継続支援B型事業が1.23倍以上）

本市の目標

これまでに引き続き企業と就労系事業所との意見交換会や就労系事業所見学会を開催するなどの取り組みを行い、国の基本指針に即して、毎年度およそ5人の一般就労移行者数を見込み、令和5年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績（71人）の **1.27 倍（91人）以上（うち、就労移行支援事業が1.30倍以上、就労継続支援A型事業が1.26倍以上、就労継続支援B型事業が1.23倍以上）**とすることを目標とします。

目標値	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)
国の基本方針	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上	令和元年度の一般就労への移行実績の <u>1.27倍以上</u> （うち、 <u>就労移行支援事業が1.30倍以上</u> 、 <u>就労継続支援A型事業が1.26倍以上</u> 、 <u>就労継続支援B型事業が1.23倍以上</u> ）
宇都宮市障がい福祉サービス計画	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上	令和元年度の一般就労への移行実績の <u>1.27倍以上</u> （うち、 <u>就労移行支援事業が1.30倍以上</u> 、 <u>就労継続支援A型事業が1.26倍以上</u> 、 <u>就労継続支援B型事業が1.23倍以上</u> ）

(2) 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、**7割が就労定着支援事業を利用すること**を基本としています。

本市の目標

本市においては、就労移行支援事業等の利用者数の増加に伴い、平成30年度から開始された就労定着支援事業の利用者数についても増加しています。今後とも、本人の状況に応じてサービス等利用計画に基づき適切な支給決定をしながら、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、**7割が就労定着支援事業を利用すること**を目標とします。

目標値	第6期 (令和3～5年度)
国の基本方針	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、 7割が就労定着支援事業を利用
宇都宮市障がい福祉サービス計画	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、 7割が就労定着支援事業を利用

(3) 就労定着支援事業所の就労定着率

国の基本指針

令和5年度末における就労定着支援事業のうち、**就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること**を基本としています。

本市の目標

利用者が直面する課題や対応する事業所の動向を注視しながら、国の基本指針に即して、令和5年度末における就労定着支援事業のうち、**就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること**を目標とします。

目標値	第6期 (令和3~5年度)
国の基本方針	令和5年度末における就労定着支援事業のうち、 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上
宇都宮市障がい福祉サービス計画	令和5年度末における就労定着支援事業のうち、 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

【目標達成に向けた取組】

- ・ 就労移行支援事業所や障がい者就業・生活支援センター、ハローワークなどで構成する自立支援協議会就労支援部会において、一般就労に関する情報共有を図るとともに、一般就労への移行に向けた必要な支援を検討します。
- ・ 関係機関との共催によるガイダンスや講座などに取り組むことにより、事業所における一般就労の取組を支援します。

5 障がい児支援の提供体制の充実

○目標設定の背景

発達の遅れが気になる子どもや医療的なケアを必要とする子どもが増えており、こうした支援の必要な子どもが適切な時期に適切な支援を受けられるよう、計画的に事業を推進するため、目標設定するものです。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に**少なくとも1箇所以上設置**することを基本としています。

また、障がい児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進するため、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、**全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築**することを基本としています。

本市の目標

本市においては、現在、福祉型児童発達支援センターが2箇所（市設置1，県設置1），医療型児童発達支援センターが2箇所（市設置1，県設置1）設置されており、既に国が求める指針を満たし、サービス供給体制が確保されている状況です。このため、民間事業所に対し、**サービスの質の維持・向上を図るため、必要な支援を実施すること**を目標とします。

また、現在、保育所等訪問支援事業を実施する事業所が3箇所（市直営1，民間事業所2）あり、サービス供給体制が確保されている状況です。今後とも、**サービスを必要とする人が支援を受けることができるよう、保護者及び事業所へ理解を得ながら利用促進を図る**ことを目標とします。

目標値	第6期 (令和3～5年度)
国の基本方針	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に 少なくとも1箇所以上設置 、また、全ての市町村において、 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
宇都宮市障がい福祉サービス計画	市が設置している施設において、民間事業所に対し、 サービスの質の維持・向上を図るため、必要な支援の実施 、また、保育所等訪問支援事業について サービスを必要とする人が支援を受けることができるよう、保護者及び事業所へ理解を得ながら利用促進を図る。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に**少なくとも1箇所以上確保**することを基本としています。

本市の目標

本市においては、現在、重症心身障がい児を支援できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がそれぞれ2箇所運営されており、既に国が求める指針を満たし、サービス供給体制は確保できている状況です。

今後は、重症心身障がい児のニーズ等を踏まえて、**児童発達支援及び放課後等デイサービスの各施設においても重症心身障がい児を受け入れられるよう事業所の理解を得ながら受入促進を図ることを**目標とします。

目標値	第6期 (令和3~5年度)
国の基本方針	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に 少なくとも1箇所以上確保
宇都宮市障がい福祉サービス計画	重症心身障がい児のニーズ等を踏まえて、 児童発達支援及び放課後等デイサービスの各施設においても重症心身障がい児を受け入れられるよう事業所の理解を得ながら受入促進を図る。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、**保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを**基本とします。

本市の目標

本市においては、医療的ケア児等の支援について保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関・団体等との連携が確保できるよう、発達支援ネットワーク会議を協議の場として設置しております。今後は、**医療的ケア児等のより適切な支援に向け、協議の場の充実に取り組むことを**目標とします。

また、医療的ケア児等が必要とする多種多様なニーズに対し、適切かつ効果的に支援やサービスを提供するために、**医療的ケア児等の支援に関するコーディネート機能の充実強化を図ることを**目標とします。

目標値	第6期 (令和3~5年度)
国の基本方針	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町において、 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
宇都宮市障がい福祉サービス計画	医療的ケア児等のより適切な支援に向け、協議の場の充実に取り組む。 また、 医療的ケア児等の支援に関するコーディネート機能の充実強化を図る。

【目標達成に向けた取組】

- ・ 地域の療育支援施設等のサービスの質の維持・向上を図るため、児童発達支援センターは、地域の中核的な拠点施設として有する専門機能を活かし、障がい児を預かる施設等へ広くノウハウ等を提供するほか、研修会等の充実・強化に取り組みます。
- ・ 保育所等訪問支援のサービス利用について、これまでの取組に加え、保護者及び事業所に対し、あらゆる機会を利用して理解促進に努めます。
- ・ 重症心身障がい児の受入れについて、民間事業所との意見交換等を通じて、受入事業所の拡充に取り組みます。
- ・ 医療的ケア児等に、より適切な支援ができるよう、関係機関・団体等との実務担当者間の連携の場を設け、支援の充実強化に取り組みます。
- ・ 本市が必要とする医療的ケア児等の支援に関するコーディネート機能の充実・強化を図るとともにコーディネーターの配置などについて、国の動向を注視しながら必要な対応をしていきます。

6 相談支援体制の充実・強化

○目標設定の背景

更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、総合的・専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていくため、目標設定するものです。

国の基本指針

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、**総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること**を基本としています。

本市の目標

本市においては、基幹相談支援センター（直営）、障がい者生活支援センター（委託）及び指定特定相談支援事業所による相談支援体制となっており、引き続き、連携を強化しながら、**総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を着実に推進していくこと**を目標とします。

目標値	第6期 (令和3~5年度)
国の基本方針	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保
宇都宮市障がい福祉サービス計画	基幹相談支援センター（直営）、障がい者生活支援センター（委託）及び指定特定相談支援事業所による相談支援体制となっており、引き続き、連携を強化しながら、 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を着実に推進していく。

【目標達成に向けた取組】

- ・ 基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターにおいて、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
- ・ 相談支援を実施する中で、本人や親に対して、障がい福祉サービス等についての更なる理解促進を図ります。
- ・ 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言等を行います。
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援を行います。
- ・ 自立支援協議会相談支援部会等を活用して、地域における課題に対する検討を行います。

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

○目標設定の背景

障がい福祉サービスの多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められており、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくための取組を実施するための体制を構築する必要があるため、目標設定するものです。

国の基本指針

令和5年度末までに、各都道府県や各市町村において、**障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること**を基本としています。

国が想定する障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

- ・ 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加
- ・ 障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析・活用等
- ・ 障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の適正な実施

本市の目標

本市において、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、**引き続き、県等が実施する研修への参加、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施に取り組むこと**を目標とします。

目標値	第6期 (令和3~5年度)
国の基本方針	令和5年度末までに、各都道府県や各市町村において、 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築
宇都宮市障がい福祉サービス計画	引き続き、県等が実施する研修への参加、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施に取り組む。

【目標達成に向けた取組】

- ・ 障がい福祉サービス等に係る理解を深めるため、栃木県等が実施する研修等へ、職員が積極的に参加します。
- ・ 請求の過誤等を無くすため、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を確認し、その内容に応じて、適宜、事業所に請求方法等についての指導を実施します。
- ・ 適正な運営を行う事業所を確保するため、指導監査を適切に実施します。

第5章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見込量確保の方策

第5章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見込量確保の方策

本市では、これまでのサービス計画において、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みを設定し、その見込量を確保するための方策に取り組んできました。

「第6期サービス計画」・「第2期障がい児計画」においても、国の基本指針に基づき、現在の利用者数を基礎として、直近の利用者の実績、今後の行政の取組などを勘案し、各サービスの利用実態を踏まえ、令和3年度から令和5年度の見込量（利用量，利用人数）を設定するとともに、その見込量を確保するための方策に取り組んでいきます。

1 訪問系サービス

(1) 見込みの考え方

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、サービスを必要とする人に必要なサービスの提供を確保する観点から、直近の利用者の実績等を考慮して、見込量を設定します。

なお、訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援)は、国の基本指針に即して、見込量を一括して見込みます。

サービス種別	項目	第5期(実績)			第6期(見込み)		
		H30	R1	R2(※)	R3	R4	R5
居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障がい者等包括支援	利用量(時間／月)	23,023	23,082	26,150	27,236	28,404	29,672
	利用人数(人分／月)	905	933	993	1,046	1,104	1,168

※R2年度実績は、見込み。以下のサービスも同様。

(2) 現状と課題

- 令和2年8月現在、市内に居宅介護を提供する事業所が68か所、重度訪問介護を提供する事業所が44か所、同行援護を提供する事業所が31か所、行動援護を提供する事業所が11か所あります。(重度障がい者等包括支援を提供する事業所は0か所、休止中の事業所も含みます。)
- 今後も在宅サービスの需要は伸びていくと見込まれる中、地域生活への移行を促進していくうえで、サービスを提供する事業所の供給体制が十分であるか、留意しながら進めていく必要があります。

(3) 見込量確保のための方策

- ・ 今後の需要増に向けた、事業所へのヘルパー養成・研修事業等の充実や県等の事業の周知により、人材の確保や質の高いサービス提供が図られるよう努めます。
- ・ 基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制を強化し、障がい者本人や家族の思いや希望を受けとめながら、本人が選択した生活の場において暮らし続けることができるよう、よりきめ細やかなケアマネジメントを実施し、サービス等利用計画に基づく適正な支給を行います。

2 日中活動系サービス

(1) 見込みの考え方

障がい者の日常生活に必要な能力・知識等の向上を図る訓練や生産活動、創作活動の場を提供するサービス、一般就労への移行、社会参加を促進するためのサービス等の充実を図るとともに、施設での介護を必要とする障がい者へのサービスを確保する観点から、直近の利用者の実績やサービスの特性等を考慮して、見込量を設定します。

サービス種別	項目	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
生活介護	利用量（人日分／月）	19,914	20,852	22,358	23,032	23,725	24,439
	利用人数（人分／月）	1,039	1,064	1,096	1,129	1,163	1,198
自立訓練（機能訓練）	利用量（人日分／月）	88	104	104	104	104	104
	利用人数（人分／月）	5	5	6	6	6	6
宿泊型自立訓練	利用量（人日分／月）	96	62	93	93	93	93
	利用人数（人分／月）	4	2	3	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	利用量（人日分／月）	386	528	634	634	634	634
	利用人数（人分／月）	22	31	32	32	32	32

第5章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見込量確保の方策

就労移行支援	利用量(人日分/月)	1,682	1,608	1,889	1,964	2,038	2,113
	利用人数(人分/月)	94	89	101	105	109	113
就労継続支援(A型)	利用量(人日分/月)	6,685	7,803	9,564	10,607	11,779	13,078
	利用人数(人分/月)	342	404	449	498	553	614
就労継続支援(B型)	利用量(人日分/月)	11,410	12,761	14,637	15,524	16,450	17,435
	利用人数(人分/月)	642	702	743	788	835	885
就労定着支援	利用人数(人分/月)	15	34	36	48	56	64
療養介護	利用人数(人分/月)	53	52	52	52	52	52
短期入所	利用量(人日分/月)	1,271	1,014	1,195	1,195	1,195	1,195
	利用人数(人分/月)	150	126	144	144	144	144

(2) 現状と課題

生活介護，自立訓練（機能訓練），宿泊型自立訓練，自立訓練（生活訓練），療養介護，短期入所

- 令和2年8月現在，市内に生活介護を提供する事業所が38か所，自立訓練（機能訓練）を提供する事業所が1か所，自立訓練（生活訓練）を提供する事業所が4か所，療養介護を提供する事業所が1か所，短期入所を提供する事業所が22か所あります。（宿泊型自立訓練は市外に3か所あります。）
- 今後も，地域で生活する利用者が多くなり，生活介護等のサービスの必要性が高くなることから，その需要増に対し，事業所の供給体制が十分であるか，留意しながら進めていく必要があります。
- 短期入所については，利用者数に対する事業所の定員が一定確保されているものの，利用したいときに利用できないなどの声も聞こえており，利用状況に偏りがある

第5章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見込量確保の方策

等の可能性があるため、更なる利用実態の把握が必要であり、そこから見出される課題に対応する必要があります。

就労移行支援，就労継続支援A型・B型，就労定着支援

- 令和2年8月現在，市内に就労移行支援を提供する事業所が15か所，就労継続支援A型を提供する事業所が23か所，就労継続支援B型を提供する事業所が47か所，就労定着支援を提供する事業所が7か所あります。
- 今後も障がい者の経済的自立へ向けて，就労移行支援事業所と連携しながら一般就労への移行を促進し，また，一般就労が困難な障がい者においては，就労継続支援A・B型利用者等の工賃向上のための支援が必要です。
- 就労定着支援については，就労に伴う悩みや生活面の不安を解決できるよう，職場・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行うサービスであり，今後も需要や事業所の参入動向を注視しながら，利用を促進していく必要があります。

(※参考) サービス種別ごとの一般就労移行者数

区分・種別	H29	H30	R1
生活介護	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)
自立訓練	0人(0%)	3人(3.1%)	1人(1.4%)
就労移行支援	35人(48.6%)	62人(63.9%)	42人(59.2%)
就労継続支援A型	27人(37.5%)	24人(24.7%)	24人(33.8%)
就労継続支援B型	10人(13.9%)	8人(8.3%)	4人(5.6%)
計	72人	97人	71人

(3) 見込量確保のための方策

生活介護，自立訓練（機能訓練），宿泊型自立訓練，自立訓練（生活訓練），療養介護，

短期入所

- 今後も，生活介護の利用量の増加が見込まれるため，サービスを提供する事業所の供給体制が不足しないか等について確認しながら，必要に応じて，整備費補助金の活用も含め，事業所への支援を行います。
- 短期入所について，引き続き，利用者や事業者の意見を聴取するなど更なる現状把握を行い，見出された課題について対策を検討し，その対応を実施します。

就労移行支援，就労継続支援A型・B型，就労定着支援

- 本人の希望や状況に応じて，障がい福祉サービスを受けられるよう，「就労系障がい福祉サービス事業所ガイドブック」を作成し，サービス利用希望者へ周知します。

第5章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見込量確保の方策

- ・ 就労移行支援事業所やハローワーク、商工会議所などで構成する自立支援協議会就労支援部会において一般就労に関する情報共有を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、事業所における一般就労の取組を支援し、利用者の受入や支援体制の充実につなげます。
- ・ 一般就労が困難な障がい者が、それぞれの特性に応じて生き生きと働くことができるよう、「工賃向上等支援事業」など障がい者施設の自主製品の発注促進や販路拡大、役務の受注促進等を支援し、就労継続支援事業所における障がい者の工賃向上と雇用の創出に取り組むことにより、利用者の受入や支援体制の充実につなげます。

～ 日中活動系サービス必要事業所数（必要定員数）の見込みについて ～

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がい福祉サービスにおける日中活動系サービスの令和3年度から令和5年度の見込量（利用人数・利用量）について、令和2年度におけるそれぞれの市内障がい福祉サービス事業所の定員数と比較し、今後必要となる市内の事業所定員数を以下のとおり見込みます。

【市内障がい福祉サービス事業所定員数の見込み】 ※R2 総定員は、R2. 8. 1 現在

サービス種別	R2 総定員 ①	利用人数			市外施設利用者数③	R5 末までに必要な定員数 【① - (② - ③)】
		R3	R4	R5 ②		
生活介護	873	1,129	1,163	1,198	280 (※1)	45
自立訓練(機能訓練)	30	6	6	6	1	—
自立訓練(生活訓練)	65	32	32	32	4	—
就労移行支援	198	105	109	113	5	—
就労継続支援A型	379	498	553	614	50	【参考値】185 (※2)
就労継続支援B型	877	788	835	885	100	—

※1 生活介護については、市外施設の入所者が一定数(約280名)おり、その入所者については、その施設内に併設する生活介護を利用しています。

※2 就労継続支援A型については、事業所全体の総定員よりも総契約者数が多く、それに伴い、利用者数が定員数よりもはるかに多い状況となっていますが、各利用者が隔日等で利用しているため、定員を超えてサービスを提供している事業所はありません。

3 居住系サービス

(1) 見込みの考え方

居住系サービスについては、親なき後や地域生活への移行に対応するため、サービスを必要とする人に必要なサービスの提供を確保する観点から、直近の実績等を考慮して、見込量を設定します。

また、施設入所支援については、計画の数値目標と合わせて見込みます。

サービス種別	項目	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
自立生活援助	利用人数（人分／月）	0	0	2	3	4	5
共同生活援助（グループホーム）	利用人数（人分／月）	443	466	501	545	589	637
施設入所支援	利用人数（人分／月）	378	385	384	385	385	385

(2) 現状と課題

- 令和2年8月現在、市内に自立生活援助を提供する事業所が1か所、共同生活援助（グループホーム）を提供する事業所が33か所、施設入所支援を提供する事業所が8か所あります。
- 平成30年度に新設された自立生活援助については、全国的にみても利用者が少ない状況であります。本市において、令和2年8月に1か所の事業所でサービスの提供が開始され、2名の利用が開始されたことなどから、サービス提供の実態や利用ニーズ等について、引き続き、現状把握を行い、そこから見出される課題に対応する必要があります。
- グループホームについては、民間企業等の参入などにより、一定、数は増えてきていますが、今後の親なき後への備えや地域生活への移行などへの対応に必要な施設でありますことから、引き続き、整備の促進をしていく必要があります。
- 施設入所支援については、障がい支援区分が比較的軽度である対象者のほとんどが家庭復帰やグループホームなどへ移行し、さらに重度化・高齢化や入所期間が長期化していること、また、短期入所などを利用しながら市内の入所施設の空床を待つ待機者が多数いることなどから、施設入所者数の減少はほとんど見込まれませんが、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を強化し、本人や家族の思いや希望を受けとめながら、暮らし続けることができるよう、必要な支援や調整を行う必要があります。

(3) 見込量確保のための方策

- ・ 自立生活援助については、現状把握を行う中で見出された課題について、適宜、対応を実施します。
- ・ グループホームについては、住まいの場として重要な選択肢の一つとなりますことから、補助金等による支援を行いながら、引き続き、整備を促進していきます。
- ・ 本人や家族の思いや希望を受け止めながら、必要な情報について基幹相談支援センターが中心となり、行政、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関が情報共有し、個別の状況に応じて必要な支援を行っていきます。
- ・ 必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの提供体制の充実を行います。

～ グループホーム必要定員数（必要棟数）の見込みについて ～

グループホームの本市の利用者については、約4割が市外のグループホームを利用していますが、市内のグループホームについては、市外の利用者も多く、満床に近い状態であり、更なる整備が必要となります。今後の親なき後や精神障がい者の利用者数の伸び率を考慮し、今後必要となる必要定員数を以下のように見込みます。

◎グループホーム定員数（棟数）の見込み（棟数は参考値）

【全体】

	第6期計画（見込み）			
	R3	R4	R5	合計
定員数	665	715	765	—
増加定員数	50	50	50	150
棟数	8	8	8	24

【社会福祉法人】

	R3	R4	R5	合計
増加定員数	20	20	20	60
棟数	3	3	3	9

【その他法人】

	R3	R4	R5	合計
増加定員数	30	30	30	90
棟数	5	5	5	15

グループホームの必要定員数の見込みについては、事業所への調査結果や、近年の開設状況等を踏まえて、算出をしています。

4 相談支援系サービス

(1) 見込みの考え方

計画相談支援は、障がい福祉サービス等のすべての利用者がサービス等利用計画の作成対象となるため、各利用者の更新時点等を考慮して見込みます。地域移行支援・地域定着支援については、今後の地域移行の状況を見据えつつ、実績を踏まえて見込みます。

サービス種別	項目	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画相談支援	利用人数（人分／月）	663	759	790	820	886	957
地域移行支援	利用人数（人分／月）	2	0	0	2	3	4
地域定着支援	利用人数（人分／月）	4	3	3	5	7	9

(2) 現状と課題

- ・ 令和2年8月現在、市内に計画相談支援を提供する事業所が46か所、地域移行支援・地域定着支援を提供する事業所が10か所あります。（休止中の事業所も含む。）
- ・ 計画相談支援は、障がい福祉サービス利用者の「サービス等利用計画」を作成するサービスですが、障がい福祉サービス利用者の増加に伴い、計画相談支援の利用者も増加していることから、相談支援専門員を確保する必要があります。
- ・ 地域移行支援、地域定着支援については、利用者が少ない状況ですが、地域生活への移行に際し、多様化する障がい者の生活上の課題やニーズを的確に把握し、適切な支援を行う必要があります。

(3) 見込量確保のための方策

- ・ 障がい福祉サービスを提供する事業所等に対し、相談支援従事者研修等への積極的な参加の呼びかけや必要な情報提供を行い、相談支援従事者の確保と資質向上を図ります。
- ・ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター及び指定特定相談支援事業所による相談支援体制の連携を強化し、充実した相談支援を実施します。
- ・ 地域移行支援、地域定着支援については、現状把握を行う中で見出された課題について、適宜、対応します。

5 障がい児支援系サービス

(1) 見込みの考え方

障がい児が必要なサービスを受けることができるよう、障がい児及びその家族に対する効果的な支援の提供体制を確保する観点から、近年の実績等を踏まえて、見込量を設定します。

サービス種別	項目	第1期計画（実績）			第2期計画（見込み）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	利用量（人日分／月）	2,910	3,739	5,106	5,999	6,879	7,523
	利用人数（人分／月）	260	332	378	444	510	557
居宅訪問型児童発達支援	利用量（人日分／月）	令和元年度から開始のサービス	8	3	12	16	20
	利用人数（人分／月）		2	1	3	4	5
医療型児童発達支援	利用量（人日分／月）	171	191	120	162	162	162
	利用人数（人分／月）	21	25	17	18	18	18
保育所等訪問支援	利用量（人日分／月）	12	16	20	50	50	50
	利用人数（人分／月）	10	12	11	25	25	25
放課後等デイサービス	利用量（人日分／月）	10,223	12,191	15,735	17,386	18,860	20,180
	利用人数（人分／月）	908	1,093	1,239	1,369	1,485	1,589
障がい児相談支援	利用人数（人分／月）	86	104	130	175	227	295

(2) 現状と課題

- ・ 令和2年8月現在、市内の障がい児通所支援事業所のうち、児童発達支援は35カ所、居宅訪問型児童発達支援は1カ所、医療型児童発達支援は2カ所、保育所等訪問支援は3カ所、放課後等デイサービスは69カ所、また、障がい児相談支援事業所については29カ所あります。(休止中の事業所も含む。)
- ・ 障がい児通所支援事業所については、利用者の増加にともない、事業所も増加しています。障がい児の個々の特性に応じた多様なサービスを提供する必要がありますことから、これまで以上にきめ細やかにサービスを提供するためには、ニーズを踏まえた適切なサービスの質の維持・向上が求められます。
- ・ より適切な障がい児支援サービスを受けるためには、障がい児本人や家族に対する継続的な相談機能や、関係機関が連携した支援が重要でありますことから、支援の中心的な役割を担う障がい児相談支援事業の充実が求められています。

(3) 見込量確保のための方策

- ・ 国や県及び障がい児通所支援事業所の動向や利用者ニーズを把握するとともに、民間事業所のサービスの質の維持・向上に向け、事業者等を対象とした研修会や職場体験を実施します。
- ・ 障がい児が個々の特性に応じた適切な療育を受けられるよう、相談支援事業所の充実・強化に向け、障がい児の相談支援のための人材育成や理解促進に積極的に取り組みます。

◎ 福祉人材の確保について

本市においては、現在、基幹相談支援センターによる相談支援専門員を対象とした研修会や手話通訳者等の養成講座などを行い、福祉人材の確保や質の向上に努めていますが、近年の障がい福祉サービス事業所の増加や計画期間中のサービス見込量を確保するためには、それを担う人材を確保する必要があります。

今後も、障がい福祉サービス事業所等において、安定的にサービスを提供していくため、県の福祉人材の無料職業紹介や各種研修などについて、引き続き周知を行うほか、事業所等への人材確保に資する取組への支援など、県とも連携しながら福祉人材の確保に努めます。

第6章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保の方策

本市では、これまでのサービス計画において、地域生活支援事業の各年度における事業の種類ごとの必要な量の見込みを設定し、その見込量を確保するための方策に取り組んできました。

第6期サービス計画・第2期障がい児計画においても、必要なサービス量等について、現在の利用者数を基礎として、直近の利用者の実績、今後の行政の取組などを勘案し、各サービスの利用実態を踏まえ、令和3年度から令和5年度の見込み（実施有無，利用量，利用人数）を設定するとともに、その見込量を確保するための方策に取り組んでいきます。

1 必須事業

(1) 実施する事業の内容及び事業実施に関する考え方

事業名		事業内容（現状）	事業実施に関する考え方 （見込量確保のための方策）
理解促進研修・啓発事業		市民の障がい者等への理解を深めるため障がい者週間における理解啓発活動の実施や市内小学校における盲導犬ふれあい教室を実施するほか、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映を行っています。また、障がい者団体が地域において行う交流事業の経費補助を行っています。	引き続き、市民の障がい者等への理解を深めるための事業実施等に取り組むとともに、関係団体との連携を図りながら、より効果的な啓発の取組等を実施します。
自発的活動支援事業		家族会が行う、精神障がいを理解するための普及啓発活動や精神障がい者の社会復帰を促進するための個別相談・情報提供活動を支援しています。	引き続き、精神障がい者及びその家族等の団体活動に対する支援を行います。
相談支援事業	障がい者相談支援事業	市内の事業所に委託し、「障がい者生活支援センター」として、障がい分野に関わらず、地域において生活している障がい者等の相談に応じ、地域生活に必要な支援を行っています。	障がい者生活支援センターでは、基幹相談支援センターと連携しながら、社会資源の活用、社会生活力を高めるための支援、緊急時（介護者の急病等）に必要なサービスの調整等、引き続き、障がい者の地域生活に係る総合的な支援を実施していきます。
	基幹相談支援センターの設置	市障がい福祉課内に設置した基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所等への専門的な助言や障がい者及びその家族への支援等、総合的な相談支援等を担っています。	

第6章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保の方策

成年後見制度 利用支援事業		障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要な知的障がい者等に対し、審判申立に要する経費や後見人の報酬等を助成することで、障がい者の権利擁護を図っています。	引き続き、制度の周知啓発を図り、対象となる方が利用しやすい事業となるよう努めます。
成年後見制度 法人後見支援事業		成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の業務を適正に行うことができる体制を整備するため、法人後見の活用を予定している団体に対し、研修の開催を検討しています。	引き続き、効果的な研修の開催方法等について検討していきます。
支援事業 意思疎通	手話通訳・要約 筆記者派遣事業	聴覚障がい等により、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者又は要約筆記者を派遣しています。	引き続き、関係団体との連携を図り、手話通訳者・要約筆記者の円滑な派遣を行います。
	手話通訳者 設置事業	市役所に来庁する聴覚障がい者等のために障がい福祉課窓口到手話通訳者を設置しています。	引き続き、市役所に来庁する聴覚障がい者等が、行政サービス等を円滑に受けることができる体制の確保に努めます。
日常生活用具給付等事業		障がい者の日常生活の利便性を確保するため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与しています。 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意志疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具	引き続き、日常生活用具の給付又は貸与を実施するとともに、障がい者の日常生活の質の向上が図られるよう、情報収集や関係団体との意見交換を行いながら給付品目の見直しを適宜、検討します。
手話奉仕員養成研修事業		聴覚障がい者の情報保障のため、日常会話を行うのに必要な手話の表現技術の習得を目指して、手話の入門課程、基礎課程の講座を開催し手話奉仕員を養成しています。	引き続き、聴覚障がい者の円滑な行動と積極的な社会活動を支援する人材を育成します。
移動支援事業		屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援しています。	引き続き、利用者ニーズを的確に把握し、利用対象者や利用方法の見直しを検討します。

第6章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保の方策

<p>地域活動支援センター 機能強化事業</p>	<p>地域活動支援センターにおいて、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスの事業を実施しています。</p>	<p>引き続き、一定の地域活動支援センターを確保するとともに、事業者の安定した運営を支援します。</p>	
<p>障がい児等療育支援事業</p>	<p>在宅の障がい児者の地域生活を支えるため、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談、指導、障がい児の通う保育所等の職員の療育技術の指導を実施しています。</p>	<p>増加傾向にある障がい児について、関係機関との綿密な連携の下、専門職員の安定的確保や質の向上に努めながら、児の特性に合わせたより質の高い療育を提供していきます。</p>	
<p>専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業</p>	<p>手話通訳者・要約筆記者養成研修事業</p>	<p>障がい福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成しています。</p>	<p>意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活または社会生活を行うことができるよう、引き続き県との共同により実施していきます。</p>
	<p>盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業</p>	<p>盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成しています。</p>	
	<p>失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業</p>	<p>失語症者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う「失語症者向け意思疎通支援者」を養成しています。</p>	
<p>専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業</p>	<p>盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業</p>	<p>盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣しています。</p>	

(2) 実施する事業の量の見込み

事業名		項目	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
理解促進研修・啓発事業		実施有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障がい者相談支援事業	実施見込み (箇所数)	8	8	7	4	4	4
	基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度 利用支援事業		利用人数 (人/年)	3	0	5	4	4	4
成年後見制度 法人後見支援事業		実施有無	有	有	有	有	有	有
支援事業 意思疎通	手話通訳・要約 筆記者派遣事業	利用人数 (人/月)	152	144	126	150	157	164
	手話通訳者 設置事業	設置数 (人/年)	2	2	2	2	2	2
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練 支援用具	給付見込み (件/月)	2	3	4	4	4	4
	自立生活 支援用具		6	7	7	7	7	7
	在宅療養等 支援用具		8	6	10	9	9	9
	情報・意思疎通 支援用具		10	8	13	12	12	12
	排泄管理 支援用具		187	196	230	230	230	230
	居宅生活動作 補助用具		1	1	1	1	1	1

第6章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保の方策

手話奉仕員養成研修事業		講習終了 見込み者数 (人/年)	47	47	31	48	49	50
移動支援事業		利用量 (時間/月)	2,819	2,808	2,324	2,829	2,829	2,829
		利用人数 (人/月)	306	302	281	297	297	297
地域活動支援センター 機能強化事業		設置数	16	15	14	14	14	14
		利用人数 (人/月)	221	224	187	223	223	223
障がい児等療育支援事業		実施見込み (箇所数)	1	1	1	1	1	1
専門性の高い 意思疎通支援を行う者の 養成研修事業	手話通訳者・ 要約筆記者養成 研修事業	講習終了 見込み者数 (人/年)	33	31	24	33	34	35
	盲ろう者向け 通訳・介助員養成 研修事業	講習終了 見込み者数 (人/年)	9	7	0	9	10	11
	失語症者向け 意思疎通支援 者養成研修事業	講習終了 見込み者数 (人/年)	-	-	9	10	11	12
専門性の高い 意思疎通支援を行う 者の派遣事業	盲ろう者向け 通訳・介助員 派遣事業	利用人数 (人/年)	7	6	6	6	6	6

2 任意事業

(1) 実施する事業の内容及び事業実施に関する考え方

事業名		事業内容（現状）	事業実施に関する考え方 （見込量確保のための方策）
日常生活支援	福祉ホーム	市内で福祉ホームを運営する社会福祉法人、医療法人について、事業運営に要する経費を補助しています。	利用ニーズを踏まえ、引き続き適切な支援をしていきます。
	訪問入浴サービス	身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、単身では入浴困難な身体障がい者等に対し、訪問により居宅において定期的に入浴サービスを実施しています。	利用ニーズを踏まえ、引き続きサービスを適切に実施するとともに、利用者の利便性向上を図るため、実施する事業所の確保等を検討していきます。
	日中一時支援事業 （日中支援型）	日中、障がい福祉サービス事業所等において、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行うことにより、障がい児者の日中における活動の場を確保するとともに、保護者の介護による疲労回復や自由な時間の確保を図っています。	利用ニーズを踏まえ、引き続き適切な支援をしていきます。
	日中一時支援事業 （放課後支援型）	特別支援学校就学中の児童及び生徒が障がい福祉サービス事業所等において、家庭や学校以外での社会生活訓練、余暇活動を通じた協調性、社会性等の習得を行うことにより、将来の自立を見据えた健全育成を支援するとともに、保護者の介護による疲労回復や自由な時間の確保を図っています。	
	日中一時支援事業 （医療的ケア）	医療的ケアを必要とする重症障がい児（者）に対し、医療機関等において、見守り、社会に適応するための	

第6章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保の方策

日常生活支援		日常的な訓練その他必要な支援を行うことにより、重症障がい児等の日中における活動の場を確保するとともに、保護者の介護による疲労回復や自由な時間の確保を図っています。	
	地域移行のための安心生活支援	障がい者等が養護者からの虐待により、分離が必要なケース等に対し、障がい福祉サービス事業所等において、宿泊を伴う緊急的な一時預かりを実施しています。(緊急一時保護事業) また、親なき後に備え、介護者からの自立を体験できる機会・場として、グループホームや短期入所への体験的な宿泊を支援します。(体験的宿泊支援事業)	引き続き、障がい者の緊急時に備え、安全な居場所を確保するとともに、グループホームや短期入所への体験的な宿泊支援などに実施していきます。
	巡回支援専門員整備	家庭や保育園、幼稚園などへの訪問による支援、研修や講演会などの実施による障がい理解の普及啓発や担当職員の対応力向上を図っています。	引き続き、発達障がいの早期発見と早期支援のため、担当職員への指導助言等を行い、児への適切な支援に繋がっていきます。
	児童発達支援センターの機能強化	児童発達支援センター(子ども発達センター)において、保健師や心理士、作業療法士などの専門職を配置し、子どもの発達などについての相談や子どもの状態に応じた療育の提供を一貫して行っています。	引き続き、個別配慮が必要な子どもの健やかな発達を支援するため、その障がいの特性に応じた専門性の高い療育を提供していきます。
社会参加支援	レクリエーション活動等支援	うつのみやふれあいスポーツ大会や各種スポーツ講座を開催しています。	引き続き、スポーツ・レクリエーションの場の提供に努めます。
	芸術文化活動振興	うつのみやふれあい文化祭、わくわくアートコンクール、各種芸術・文化講座を開催しています。	引き続き、文化芸術活動振興の場の提供に努めます。

第6章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保の方策

社会参加支援	点字・声の広報等発行	広報「うつのみや」の点字版・音声版の発行をはじめとした行政情報のバリアフリー化を推進しています。	引き続き、広報「うつのみや」の点字版・音声版をはじめ様々な行政情報のバリアフリー化を推進していきます。
	奉仕員養成研修	円滑に情報を取得利用できるよう、意思疎通を支援する音訳・点訳奉仕員を養成しています。	引き続き、音訳・点訳奉仕員養成事業を実施していきます。
	自動車運転免許取得	自動車の運転免許の取得を希望する身体障がい者に対し、その技術習得に要する経費の一部を補助しています。	利用ニーズを踏まえ、引き続き適切な支援をしていきます。
	自動車改造費助成	身体障がい者が、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の改造をする必要がある際、その経費の一部を補助しています。	利用ニーズを踏まえ、引き続き適切な支援をしていきます。
就業・就労支援	雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業	企業が、重度障がい者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても雇用継続に支障が残る場合や重度障がい者等が自営業者等として働く場合において、重度障がい者等の通勤や職場等における支援を行います。	利用ニーズを踏まえ、適切な支援をしていきます。
障がい支援区分認定等事務		障がい福祉サービスのうち、介護給付の利用には、障がい支援区分の認定が必要となるため、障害者総合支援法に基づき審査会を設置し、認定基準に照らした審査判定を行っています。	サービスの支給決定に必要なものであることから、引き続き、正確かつ迅速に取り組んでいきます。

(2) 実施する事業の量の見込み

事業名	項目	第5期計画（実績）			第6期計画（見込み）			
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	
日常生活支援	福祉ホーム	設置数	2	2	2	2	2	2
	訪問入浴サービス	利用人数 (人/月)	26	25	23	26	26	26
	日中一時支援事業 (日中支援型)	利用量 (回/月)	2,328	2,367	2,161	2,347	2,347	2,347
		利用人数 (人/月)	472	446	321	459	459	459
	日中一時支援事業 (放課後支援型)	利用量 (回/月)	697	566	476	408	121	終了
		利用人数 (人/月)	123	95	85	71	29	
	日中一時支援事業 (医療的ケア)	利用量 (回/月)	283	308	304	308	325	342
		利用人数 (人/月)	49	55	46	55	58	61
	地域移行のための 安心生活支援	実施有無	有	有	有	有	有	有
	巡回支援専門員整備	実施有無	有	有	有	有	有	有
児童発達支援センター の機能強化	実施有無	有	有	有	有	有	有	
社会参加支援	レクリエーション活 動等支援	実施有無	有	有	有	有	有	有
	芸術文化活動振興	実施有無	有	有	有	有	有	有
	点字・声の広報等発 行	実施有無	有	有	有	有	有	有
	奉仕員養成研修	実施有無	有	有	有	有	有	有
	自動車運転免許取得	助成件数 (人/年)	4	0	2	2	2	2

第6章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保の方策

	自動車改造費助成	助成件数 (人/年)	8	13	7	10	10	10
就業・就労支援	雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業	実施有無	-	-	無	有	有	有
	障がい支援区分認定等事務	実施有無	有	有	有	有	有	有

第7章 計画の推進体制

1 計画内容の周知・啓発

本計画の推進にあたっては、市民や団体、事業者、関係機関等の協力を得られるよう、広報紙・ホームページへの掲載や各種団体等を通じた周知など、あらゆる機会を捉えて、効果的な周知と意識の啓発に努めます。

2 庁内推進体制

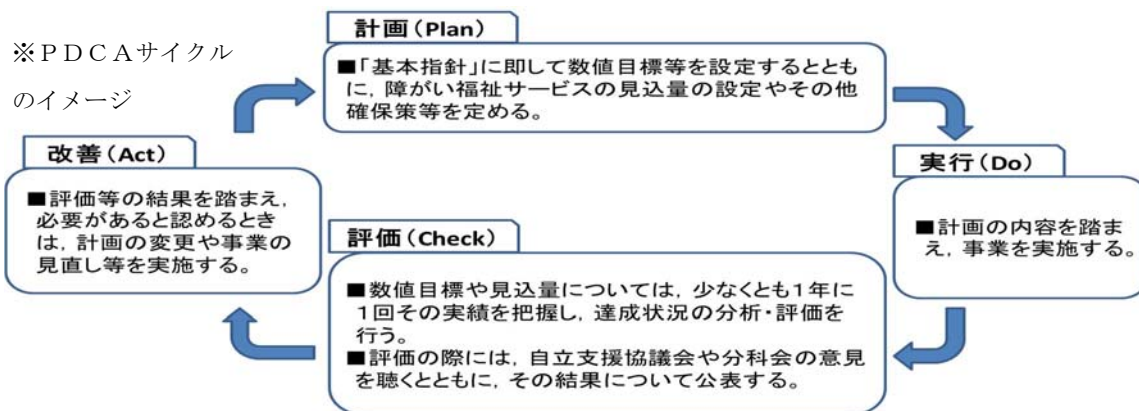
本計画を着実に推進し、障がい者福祉の向上を図るため、保健・医療、教育、雇用に関連する市の関係部局と連携しながら事業を推進します。

3 庁外推進体制

本計画を推進していくためには、保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所、障がい者団体等の関係機関で構成する宇都宮市障がい者自立支援協議会や発達支援ネットワーク会議等を活用し、サービス提供体制の確保に係る取組や事業の充実に向けた検討を行います。

4 PDCAサイクルによる計画の点検・評価

数値目標及び各事業の進捗状況などについて、少なくとも年1回、分析・評価を行い、宇都宮市障がい者自立支援協議会、宇都宮市発達支援ネットワーク会議及び宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会等において、意見をいただくとともに、必要に応じて計画の変更や見直し等を行います。



5 新型コロナウイルス等感染症対策

障がい福祉サービス等は、障がい者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが提供されることが重要です。

そのため、計画の推進にあたっては、新型コロナウイルス等感染症に係る対応として、保健所や関係機関と十分に連携しつつ、障がい者及びその家族、障がい福祉サービス等を提供する事業所等に対して、情報提供や相談対応等に努めます。

私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、
思いやりの心や人と人とのふれあいが、
ますます大切になってきています。
宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、
ここに『福祉都市』を宣言します。

福祉都市宣言

宇都宮市は
赤ちゃんからお年寄り
ハンディキャップを
持った人々など
すべての市民が
笑顔でことばを交わし
健康でいきいきと暮らせる
心のふれあう福祉のまちをつくります

宇都宮市保健福祉部障がい福祉課
〒320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL (028) 632-2353

FAX (028) 636-0398

E-mail u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp

宇都宮市子ども部子ども発達センター

〒320-0851

栃木県宇都宮市鶴田町970番地1

TEL (028) 647-4721

FAX (028) 647-4715

E-mail u19040500@city.utsunomiya.tochigi.jp